令和７年涌谷町議会定例会３月会議（第２日）

令和７年３月７日（金曜日）

議　事　日　程　（第２号）

１．開　　議

１．議事日程の報告

１．一般質問

１．同意第　１号　情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

１．同意第　２号　情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

１．同意第　３号　情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

１．同意第　４号　情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

１．議案第１２号　涌谷町堆肥保管施設条例

１．議案第１３号　涌谷町子ども・子育て会議条例

１．議案第１４号　涌谷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

１．議案第１５号　涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

１．議案第１６号　涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

１．議案第１７号　涌谷町地域包括支援センターの職員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

１．議案第１８号　涌谷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

１．議案第１９号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

１．議案第２０号　涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

１．議案第２１号　涌谷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

１．議案第２２号　涌谷町下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

１．議案第２３号　涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

１．議案第２４号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

１．議案第２５号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

１．議案第２６号　指定管理者の指定について（西地区堆肥保管施設）

１．議案第２７号　指定管理者の指定について（箆岳地区堆肥保管施設）

１．議案第２８号　指定管理者の指定について（上地区コミュニティセンター）

１．議案第２９号　指定管理者の指定について（中地区コミュニティセンター）

１．議案第３０号　町道の路線の廃止及び認定について

１．散　　会

午前１０時開会

出席議員（１３名）

１番	一　條　裕太郎　君	２番	二　上　光　子　君
３番	黒　澤　　朗　君	４番	佐々木　敏　雄　君
５番	佐々木　みさ子　君	６番	稲　葉　　定　君
７番	只　野　　順　君	８番	後　藤　洋　一　君
９番	伊　藤　雅　一　君	１０番	杉　浦　謙　一　君
１１番	門　田　善　則　君	１２番	竹　中　弘　光　君
１３番	大　泉　　治　君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	遠　藤　釈　雄　君	副町長	大　崎　俊　一　君
総務課参事兼課長 兼デジタル行政推進室長	内　藤　　亮　君	総務課参事	髙　橋　　貢　君
企画財政課 参事兼課長	熱　海　　潤　君	税務課長	木　村　　治　君
税務課長補佐 兼納税班長	佐々木　　誠　君	町民生活課 参事兼課長	今　野　優　子　君
福祉課参事兼課長	鈴　木　久美子　君	子育て支援課長	佐　藤　明　美　君
健康課参事	木　村　智香子　君	健康課長	徳　山　裕　行　君
総務管理課 参事兼課長	紺　野　　哲　君	産業振興課長	三　浦　靖　幸　君
建設課長	岩　渕　　明　君	上下水道課長	阿　部　雅　裕　君
会計管理者兼会計課長	久　道　正　恵　君	農業委員会会長	日　野　善　勝　君
農業委員会事務局長	荒　木　達　也　君	教育委員会教育長	柴　　有　司　君
教育総務課長兼 給食センター所長	宮　　まどか　君	生涯学習課長	福　山　宗　志　君
代表監査委員	城　口　貴志生　君		

事務局職員出席者

事務局長	渡　邉　千　春	総務班長	大　平　佳　矢

（午前１０時）

○議長（大泉　治君）　おはようございます。

本日もよろしくお願いいたします。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎開議の宣告

直ちに会議を開きます。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○議長（大泉　治君）　日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりです。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎一般質問

○議長（大泉　治君）　日程に入ります。

日程第１、一般質問。

昨日に引き続き、かねて通告のありました一般質問をこれから許可いたします。

４番佐々木敏雄君、登壇願います。

〔４番　佐々木敏雄君登壇〕

○４番（佐々木敏雄君）　おはようございます。４番佐々木敏雄でございます。ただいまより一般質問を行いたいと思います。

質問項目１といたしまして、町の活性化団体の持続的、有機的な活動への支援策について。要旨１といたしまして、イベントの共同活性化活動と支援の考えについてお伺いします。

令和６年度涌谷町の行事やイベントは、伝統行事や任意団体主催のイベントに加え、誘致企業の株式会社ウェルファムフーズ宮城事業所後援のWakuya Chicken Festivalの開催もあり、大いに盛り上がったと思っております。それに加え、昨年８月３日、４日の２日間開催されました真夏のとうもろこし巨大迷路ゴールドデントが第29回ふるさとイベント大賞で最優秀賞を受賞されました。大変おめでとうございます。クラウドファンディングを駆使したイベント開催で大変苦労されたと思いますが、その苦労が報いられて、大変うれしく思っております。今後も少しずつ進化と変化をさせ、継続してほしいものとご期待いたします。

イベントの醍醐味は、人が多く集まり、にぎわいがあって何ぼと思います。多くの人が集まり、パフォーマンスも協働、参加活動し、イベントの盛り上げに加勢してもらう多くの参加者がいることにこしたことはありま

せん。そのためにも、パフォーマーの活動維持と継続、そして活動しやすい環境の確保、整備が必要と考えています。

施政方針の中にも、町民の皆様が主体的に活躍、活動できるまちづくりを推進しますとあります。また、仙台市でも交流人口拡大のため、野外の催しに補助金を出すようなことが新聞に掲載されております。我が町でも補助金も含めて、イベントの支援策をお伺いしたいと思います。

要旨２といたしまして、Suicaが使える涌谷駅に。イベントには交通手段は欠かせません。去年12月７日から２月24日までの土日祝日、ＪＲ東日本が南東北の観光列車として、だてＳＡＴＯＮＯが24回運行されました。城山の金さんはじめ、関係団体や関係者、職員などが歓迎のイベントを行いました。大変お疲れさまでしたとご慰労の意を表したいと思います。

今年の新年祝賀会の来賓挨拶で、参議院議員の桜井　充先生が、涌谷町の駅でSuicaが使えなく、小牛田駅か石巻駅で降り、新たに切符を購入して涌谷に来なければならないと話されていました。歓迎イベントを実施し、涌谷をＰＲしても、自動改札機がなければ、来町者は不便さと不満さを抱き、イメージのダウンにもなります。また、町民も通勤、通学、買物などに利用する列車でもあり、涌谷高校もあります。Suicaは乗車券のみならず、買物などにも使用できるので、自動改札機の設置は行政サービスの一環でもあると考えます。自動改札機の設置についての働きかけを、町長の考えをお伺いします。

以上です。

○議長（大泉　治君）　町長、登壇願います。

〔町長　遠藤釈雄君登壇〕

○町長（遠藤釈雄君）　皆さん、おはようございます。昨日は大変ご苦労さまでした。どうぞ本日もよろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問項目１の大綱１の町の活性化活動団体（イベント活動等）への継続的、包括的支援についてという質問をいただいております。

その一つとして、イベントを核とした継続的な町全体の共同活性化の考えはという点についてのご質問でございますが、現在、デントコーン迷路など、民間の団体が主体的に地域の活性化のためにイベントを開催していただいております。民間の団体が主体的に実施している事業について、新たに補助等を実施することにより、逆に行動を起こした方々の芽を摘むこともございますが、行政の役割としては、裏方としてサポートしていくことが大切であると考えております。活動の本質を捉えながら、必要に応じた形で活動団体を支援してまいりたいと考えております。

地域活性化を図るためには、住民が主体的に主役となる仕組みづくりが最も大事であると考えておりますので、町の活性化を求めて行動を起こされる方や団体の本質を見極めながら、行政がどのような関わりを取れば、全体として、行動を取られた方々の意思が伝わり、町の活性化につなげていけるかを常にベストタイミングで捉え、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

２点目のSuicaが使える涌谷駅については、議員ご承知のように、現在、涌谷駅ではSuica等を使用することができておりません。ＪＲ東日本等へは、古川・女川間鉄道整備促進要望会などで再三要望しているところでございますが、導入には至っていない状況でございます。

ＩＣＴ技術の進展により、導入へのハードルが若干下がっている可能性もございますので、引き続きこの点につきましては、導入に向けて働きかけを強めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、２点について、答弁といたします。

○議長（大泉　治君）　４番佐々木敏雄君。

○４番（佐々木敏雄君）　具体的なことはこれからのようでございますけれども、ある辞書に、政治とは主権者が領土と人民を治めること、政とあります。つまり、政そのものが政治であるわけで、人民秩序を治めるために欠かせない行事ということになります。よって、イベントの主催者も参加者も互いに楽しく継続していけるものでなければならないと私は考えております。

また、政治が政であるならば、行政が関わらないことはありません。今後ともにぎわいのあるまち、涌谷町のためにも、主催者とのコミュニケーションを深め、しっかりと下支えをしていただきたいと思います。

また、その政に対する経済効果を町長はどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（大泉　治君）　町長。

○町長（遠藤釈雄君）　質問者はどのような観点から、要するに聞いた範囲では、補助金を出すことによって、その事業が継続あるいは拡大するという認識がおありなのかなと思っておりますけれども、私はそうでないと先ほど１回目の答弁で申し上げました。

私が町長になったときは、本人にどのような思いがあろうと、金がないという徹底的な条件の中で、それでも町をどう盛り上げていくかということに非常に悩んだ時期がありました。そういったときに、新町商工会の人たちが中心となりながら夏祭りをやって、そして多くの皆様、帰郷された皆さんも含めて、多くの皆さんが一堂に会しました。そのときは、その人たちが中心となって、それをかつてのまちづくり推進課がお手伝いして、うまくかみ合って、多くの人に喜んでいただきました。その体験がございましたので、私のイベントに対する考え方というのは、それが原点でございますし、一生変える気はございません。

なぜかといいますと、この前もデントコーンで受賞された齋藤さんなんかと深く話し合いましたけれども、どういった形で町としてお手伝いすべきか、どういったようなことで逆に迷惑かけるか、様々お話をしたところでございますけれども、もちろん資金の運営も様々でございますが、基本的には２町歩近くの水田をデントコーン畑として使っているわけですが、その３分の１は、本来のデントコーンの飼料としての梱包ができなくなる。そういった中でありましても、やはりコロナ禍であり、涌谷町が沈滞しているということで、有志の人たちが集まって、あのようなことをしていただきました。ですから、私も毎年あそこに出かけてその様子を見ているわけでございますけれども、様々な方が寄り添って、寄り合って祭りを仕掛けている。しかも、それぞれの分野において、食べ物を提供するように町内の食堂に案内したり、そういったようなことを関連づけてやっております。ですから、そういったようなことでありますから、町として何をすべきかというのは、もちろん町職員もいっぱいボランティア的に参加しておりますけれども、そういった中でそれを継続するためにはどうしたらいいのかということもいろいろ伺っております。例えば自前でやっている、イオン様から現地に運ぶシャトルバスも自分でやっております。そういったときに、昼休みの時間に休むと、その分乗客様に迷惑がかかると。そういったことをどう下支えするかという具体的な話もございましたが、そういったような形で、あくまでも町としては本人のやる気と、そしてそのプライドというものをいささかなりとも傷つけない中で、更に

主体的に頑張っていただくというのが本当の姿ではないのかなと思っておりますので、私はそのような形で、町としてやれるところがあったときは直ちに対応させていただきますけれども、すぐ補助金とか、そういったようなことは、それによってやる気が損なわれては大変でございますので、そういったことをしないで、やれる範囲でしっかりと支えてやりたいと、そういう気持ちを持っております。

また、経済効果と申されましたけれども、経済効果というものは、こういった事業においてはそう多く見込んでおりません。どれくらい直接経費がかかって、どれぐらい直接収入があって、そういった中で例えば先ほど申し上げましたシャトルバスに、交通事業者の方を頼んでやった、そういった計算というのは、計算式はありますけれども、特にどう見込むということはございません。ですが、直接の経費、収入の中で、その何倍かという形は想定できますので、それは副次的なものとして捉えて、まずはそれを大きくするためには、やはり質問者が言ったように、町としてやれること、町としてやってはいけないことをよく考えながら支援してまいりたいと思っております。

○議長（大泉　治君）　４番佐々木敏雄君。

○４番（佐々木敏雄君）　今の支援という形は、補助金ということではないのだということで、そういうことであれば、それで問題ないかと思いますけれども、ただやりやすい、結局継続していくような環境づくりを、ぜひ保っていただきたいという思いで質問しているわけでございます。

この経済効果というのは、３番議員も基金関係でお話ししましたけれども、こちらのほうは再度予算のほうでお伺いしたいというところでございます。

それから、今月１日に地域おこし協力隊の活動報告会が涌谷公民館でございました。活動内容が理解できて、大変有意義な報告会だと思っております。協力隊の方々は、まちづくりの掘り起こし、あるいはまちづくりの下ごしらえを行っているなという感じをしております。それで、協力隊には当然任期があるということでございますので、せっかくこのような活動をされている協力隊とタイアップして、事業の継続ができるような環境をつくっていただければ、有用なことではないのかなと感じた次第でありますので、このような整備の考えについてお伺いします。

○議長（大泉　治君）　企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海　潤君）　先日の協力隊の報告会に来ていただきまして、大変ありがとうございました。

活動されている方々が、ああいった形で町民の皆さんに活動の内容を見ていただくのは、いい機会だったかなと思いますので、今後も機会があれば、そういったことはやっていきたいと思います。

サポートというのは、活動されてる方々がそれぞれの目標を持ってやっておりますので、サポートというのは個別になろうかと考えております。

○議長（大泉　治君）　４番佐々木敏雄君。

○４番（佐々木敏雄君）　協力隊については、サポートという形ではなくて、タイアップして、そういうノウハウなりを習得するというのは、そういう環境づくりというものをしていけば、せっかくいろいろとまちおこしのために働いてきてくれていますのでね、どうなのかなというもので、そういう整備は必要かと思いますので、その辺をお聞きしたいわけです。

○議長（大泉　治君）　企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海　潤君）　すいませんでした。タイアップという意味では、職員のほうで、他の地域からいらっしゃっている方々ですので、町民の方々を紹介するというようなことでサポートして、またサポートになってしまいますけれども、タイアップということは、どういった形でできるのか、ちょっと考えてみたいと思います。

○議長（大泉　治君）　副町長。

○副町長（大崎俊一君）　すいません、タイアップにつきましては、デントコーンの迷路に限って言えば、地域おこし協力隊、ボランティアとしてふんだんに入っておりますし、ＯＧの方につきましても、その場でキッチンカー等を出して営業させていただいております。タイアップしていないわけではございませんので、その点ご理解いただきたいと思います。

○議長（大泉　治君）　４番佐々木敏雄君。

○４番（佐々木敏雄君）　分かりました。

それでは、Suicaのほうに移りたいと思いますけれども、改札機がなくて涌谷駅を利用していない町民も結構多いと思いますが、石巻線の利用促進を掲げて、町長も通勤体験したようでございますけれども、やはり不便である、不自由であるという環境では、なかなか乗降者も増えないのではないかと思います。ぜひそれにつけても自動改札機の設置は不可避なものと考えております。

町民の声として、町では移住・定住に取り組んでいますが、今住んでいる方へも目を向けてほしいという意見も聞きます。町民が住みやすい涌谷町にするためにも、その方策の一つであるものと思います。先ほど話されましたように、ＩＣＴは日進月歩だと思いますので、自動改札機に代わる、同様の機能を持った機器などは、恐らくできているものではないかと思いますが、再度ＪＲに働きかけの意気込みといいますか、それをお伺いいたします。

○議長（大泉　治君）　町長。

○町長（遠藤釈雄君）　この件につきましては、議長時代も働きかけをしております。特に女川町の当時の議長などは積極的な発言で要請しておったところでございますけれども、やはり質問者と話して、何でここで、経済的なことでＪＲがちゅうちょするというのはもちろんよく存じ上げますけれども、やはり本当に東京にいても、ここにいてもSuica一本で、あるいはモバイルSuicaなどで常に簡単に行き来できる。せっかくそういったものを使ってここまで来て、降りるときに使えませんよというので小牛田まで戻るというのも聞いておりますけれども、全く差別的な感じに私も受け止めておりますので、そういったようなことから何でできないのかということが、非常に大きな課題があるとしたらば、多分経済的な効果というものを見込んでの話だと思いますけれども、そういったようなところは国のレベルでないといけないのかなと。先ほど桜井先生の話も出しましたけれども、当然私どもが同盟会において要望している、その要望を見て、感じ取ってお話しなされたのではないのかなと思いますけれども、やはりそのような形の中で、どこでも使える、東日本においてどこでも使えるようなSuicaであっていただければ、逆に乗降者が増えるのではないかなと。簡単にそれ一つですぐに、例えば仙台、石巻とか、あるいは県外に行くことも可能でございますので、そういったようなＩＣＴの中で、せっかく新幹線の予約を取ったりしても、Suicaがないと、非常に都内に行くと不便でございますので、それをやはり涌

谷駅でも使えるようになれば、どこにいても環境的には大丈夫だなと。ゆっくりできる田舎のほうが、そういう意味ではかえって有利だなという感じも、やはり町民の皆様にも感じ取っていただくためにも、この件につきましては、更に頑張りたいと思いますので、議会の、今議長と言いましたけれども、議会としてもそれを総じて要望しているわけでございますので、一緒に盛り上げて、涌谷駅だけでなくて、県北６町、この沿線全て、その要望会には仙台からこちらの仙石線、あるいは陸羽東線、それから石巻線を使っている人たちが集まって要望会をしているわけでございますので、みんなで盛り上げてSuica使えるような全部の駅にしたいと思っておりますので、応援をよろしくお願いします。

○議長（大泉　治君）　４番佐々木敏雄君。

○４番（佐々木敏雄君）　どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、項目２に移りたいと思います。企業、事業所誘致の状況についてお伺いします。

黄金山工業団地の誘致経過をお聞きしますが、これは議会懇談会でも話題になっておりまして、執行部からは早期に売却を目指すというような回答をいただいておりますが、もう少し具体的にというところで、これまで今ある、売れ残っている3.5ヘクタールの敷地で結構ですので、どの程度の交渉を行ってきたのか。その中には、交渉が不成立なわけですけれども、その不成立な理由というものをどのように分析されているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、要旨２の淡島・一本柳町営住宅の利用計画についてお伺いしますが、これも懇談会で出ている話題でありました。昨日もお話あったように、淡島・一本柳町営住宅は108号線沿いで、交通の便もよく涌谷町の西玄関に位置いたしております。面積も約３ヘクタールありますので、大変誘致には適地ではないかと考えております。

昨日の８番議員に対する答弁の中では、商工業用地ということと、一部住宅用地にしたいということでしたが、そういうところを目指すのであれば、早速用途廃止の手続に向けて動くべきだろうと思います。入居者もおりますことから、時間も要しますので、早速入居者向けの説明会なりを開催すべきと思います。

淡島・一本柳住宅は、現在、政策空き家となっておりますけれども、これは老朽化によって居住環境が劣悪だという行政的な判断でございます。淡島のほうでありますと20年ぐらいは経過しているようでありますが、このような住宅を利用しているということ自体、入居者にも大変私は失礼なことであろうと思いますので、早速入居者向けの説明会、そういうことをして、早く造成を行って、あの敷地を道路から見えるような状態にしておく必要があろうと思いますが、その辺のお考えをお伺いします。

○議長（大泉　治君）　町長。登壇願います。

〔町長　遠藤釈雄君登壇〕

○町長（遠藤釈雄君）　それでは、大綱２番の企業、事業所有地の状況と今後についてということに基づきまして、１点目の黄金山工業団地の企業誘致の経緯と今後の対応についてでございますが、後藤議員からの一般質問への回答と重複しますので割愛させていただくところもありますが、これまで工業団地に興味を持っていただき、そしてお問合せいただきました企業は20社程度となっております。それぞれ不成立となった課題といたしましては、それぞれに異なるものがございますが、業態による地理的要因、あるいは電力供給能力等の課題等が挙げられるものと考えております。繰り返しになりますが、黄金山工業団地につきましては、議員皆さんをはじ

め、多くの方々にご心配をおかけしております。誘致を成功させ、用地の早期売却に向けて善処してまいりますので、議員各位の更なるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、この前後藤議員に答弁しました業者におきましては、非常に誠心誠意のある会社でございました。今後のお付き合いの中で末長い付き合いができればいいなと思っていますが、本当に誠心誠意で、町のこともよく心配していただいているところでございますけれども、残念ながら外資企業というものが、どこかでいろいろありましたけれども、なかなか見通せない。ですから、場合によっては乗り込むぞという気持ちはありましたけれども、やはりトップダウンで物が動くようでございまして、トップダウンで駄目なのかというときに、急に動き出したり、あるいはトップダウンで駄目だったりということでありましたので、残念ながら、その交渉というのが、かなり大きな企業でございましたけれども、断念せざるを得なかったということであります。そういった中で、新たな交渉に入っているところでございますので、何かあればご協力をお願い申し上げます。

２点目の、淡島・一本柳町営住宅の利用につきましては、昨日後藤議員に町長として初めて、その利用の仕方、活用の仕方をお答え申し上げました。歴代の町長の中でそういったようなことはなかったので、議会も心配して様々な質問いただいているものと思いましたけれども、まずは第一歩、そこに私としての考えを申し述べましたので、それが指針となり、政策となるには時間が要するのかなと思います。何よりも、そこに暮らしている人がいらっしゃいますので、そういったようなことを性急にしておろそかにすることは、できるわけがないのでありますから、やはりそこを慎重にしながら、まずは昨日後藤議員に述べました第一歩を踏み出したということをお認めいただければありがたいなと思っております。

以上、２点でございます。

○議長（大泉　治君）　４番佐々木敏雄君。

○４番（佐々木敏雄君）　円安ということになれば、外資系という形もありかなとは思いますけれども、非常に残念だったと思います。これも町民の声ということで聞いていただきたいのですけれども、町外の企業だけではなくて、町内の企業に声がけをして、関連企業が各町、あるいは移転というか、そういうのを考えているという情報は早く得られるのではないかという質問もあったわけで、このような町内への声がけというのは、どのような状況なのかお伺いしたいと思います。

○議長（大泉　治君）　町長。

○町長（遠藤釈雄君）　企業誘致といいますと、企業を誘致するわけでございますけれども、いわゆる企業立地という、その上の大きなテーマといいますか、事業としてのくくりがございますが、そういったような中で、やはり企業立地といたしましては、町内の企業様にそのまま成長していただくのが、まずは一番大事だし、何よりでございますので、そういった面には私なりに力を尽くしているところでございます。

先日、小塚地区に所在しております樹研工業様がいらっしゃいますが、３年ぐらい前でしたか、企業に訪問した際には撤退しますよという言葉を突きつけられたような感じです。そういった中で、そこからいろいろそのことについては、それは聞き流して話はしませんでしたが、社長様のジャズとか、物理学とか、そういったような趣味がおありでありますようで、その点について私も意気投合したような形の中で話を進めさせていただきました。

そういった中で、最後に水害ちょっとありましたので、水路等の整備をさせていただきましたということで、

それはそれで終わったのですが、その後この前、工場の敷地増幅工事をしました。それで完成を見たわけでありますけれども、それこそ円高でなければ２階建ての工場にしたかったようでありますけれども、まずは平屋ですが、しっかりとしたベースの固い基礎固め、私はそれをここに定着してくれるという認識を持ったのですが、そういうような町内に根差した企業様に対する手当てというものをしているつもりでございますので、そういったのもありますので、もちろん言われるまでもなく、町内の企業様が太っていただくのが最も大事なことでありますので、それを更に支援していきたいと思っております。

誘致して定着していただければ、それも地元の企業として認識して、更にいろんな形でご支援したいと思っております。

○議長（大泉　治君）　４番佐々木敏雄君。

○４番（佐々木敏雄君）　昨年５月ですか、ウェルファムフーズがこちらに工場を開いたということもあり、その関連について、昨日ちょっと町長の話も聞きましたけれども、このウェルファムフーズ関連の企業として、黄金山であったり、周辺の工場周辺でも結構ですけれども、そういう話とかあるのかなというような捉え方しましたけれども、その辺の情報的には、黄金山工業団地を使えるような規模ではないのかどうか、その辺もしお話できるのであれば、お聞きしたいと思います。

○議長（大泉　治君）　企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海　潤君）　ウェルファムフーズ様関連の工場につきましては、１件、近隣に工場ができる見込みがございます。

それから、先ほど町長申し上げました、町内企業様が黄金山工業団地にというお話も何度か町内の企業にもさせていただいておりますけれども、それにつきましては、現時点では話が進んでいるところはございません。先ほど、以前交渉していた企業様が撤退を決断されたということでございますけれども、そのほかにもお話のある企業様がいらっしゃいますので、今議会が終了しましたら、早速その方々とお会いして、交渉を始めたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（大泉　治君）　４番佐々木敏雄君。

○４番（佐々木敏雄君）　企業の誘致についてはぜひ頑張っていただきたいし、我々もできることであれば、声がけをいただければ、協力したいと思います。

あと、淡島・一本柳住宅については、昨日もお聞きしましたので、ぜひ現在入居している方々の速やかな移転、といいますか、そういう環境を整えて、早く用途廃止に向けてスタートしていただきたいという思いでございます。

それでは、項目３の３に移りますが、人口減少による公共施設等、今後の維持管理の考えについてでございますが、人口が減少している中で、公共施設等総合管理計画書が作成されております。計画には、現況や管理面で統廃合、複合化、再配置等などが必要であるという内容になっておりますが、近い将来に具体的な実施計画等は持っているのかどうかお伺いしたいと思います。

また、学校施設については規模も大きいものですが、広報わくや12月号では、出生者の届出数は０人とショッキングな記事が載っておりました。令和６年４月から令和７年１月末までの広報掲載の出生数は30人であります。今後の小学校の学級の種類、あるいは統廃合が必要なこともあろうかと危惧しておりますけれども、小学

校の種別によっては、廃校とか、そういうことに進む可能性もありますが、複式でやろうとされているのか、単式で行おうとしているのか、教育長にお伺いしたいと思います。

それから、利用量の少ない道路橋梁等の維持管理補修と管理についてお伺いしますが、町内にある道路や橋梁の多くは高度成長期に整備されたものであります。道路舗装長寿命化修繕計画では、これも現状を把握して、舗装損傷状況、路線の重要性、交通量、町民からの要望を総合的に判断し、優先度を設定していると思っております。優先度が極めて低い道路や橋梁は今後も維持補修がなかなか行われない状態で長年経過していくものと考えますが、そのような道路、橋梁の管理はどのように考えているのかお伺いします。

それに併せて、また道路等に迂回路があって、一方しか使わないというような道路が見受けられますけれども、そのような場合の一方の道路等はどのように管理しようと考えているのかお伺いします。

それから、町内の道路面に接している生け垣や立木の枝葉が道路を覆って、通行に支障のある箇所が多く見受けられるようになってきております。耕作放棄地沿いや山手沿い、水路沿い、河川やＪＲ、墓地などに面している道路は特に交通の支障箇所となっているように見受けられます。民地であれば、所有者管理が原則でしょうが、今日高齢化が進んで、なかなか自己所有の土地管理さえおぼつかない状況と見受けられます。支障があっても、近隣のトラブル等の回避のために我慢しているという町民の方々が多いこともかいま見られます。このような道路に面した通行支障のある状況の管理はどのように行っているのか、お伺いします。

また、国・県、それから所有者の分からない土地にある支障のある木などの管理や問合せ先を教えていただきたいと思います。

○議長（大泉　治君）　それでは、（１）と（２）の教育長への質問を除いて、町長から答弁を求めます。町長、登壇願います。

〔町長　遠藤釈雄君登壇〕

○町長（遠藤釈雄君）　それでは、大綱３番目の公共施設等、今後の維持管理の考え方についての質問でございますが、それに基づきまして、１点目の公共施設等の統廃合、複合化、再配置等の計画についてとのご質問でございますが、少子高齢化による人口減少が進み、厳しい財政運営が予測される中で、現在の施設をそのままに維持していくことはやはり困難でございます。また、再編や再配置につきましては、手法は様々あり、施設の単純廃止、あるいは複数の施設の機能集約化や複合化など、個々の施設の特性や地域の状況などを踏まえて進める必要がありますことから、公共施設総合管理計画を基本としながら、既存の施設の在り方を見直し、真に必要な公共施設サービスを提供していきたいと思っております。

次に、利用量の少ない道路橋梁等維持補修と管理についてのご質問でございますが、現状維持か縮小かということでございますが、いわゆる町道認定されている道路につきましては、道路法において管理義務が定められておりますが、橋梁等の道路施設の維持、管理コストを深く考え、その上で判断し、極端に利用頻度の少ない路線は廃止に向けての検討が必要と考えております。

また、道路法で認定していない法定外道路につきましては、道路法における管理義務はございませんが、令和６年６月会議における一般質問でお答えしたとおり、少数でも生活道路として利用されている状況があれば、最低限の維持管理は必要と考えております。利用者の生活に支障が生じない程度の維持管理について、引き続き、その都度相談を受けてまいります。

続いて、国・県・所有者不明土地の支障木等除去管理についてと相談窓口はということでございますが、ご要望を確認し、町の道路や水路に存在していると思われる場合には建設課で相談を受けております。その他の場合につきましては、建設課へ連絡を受けてもよろしいのでありますが、所管する機関等にご案内しております。

これからもご理解とご協力いただきながら、安全で安心な施設管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大泉　治君）　次に、教育長から。

〔教育長　柴　有司君登壇〕

○教育長（柴　有司君）　４番佐々木敏雄議員の一般質問にお答えします。

公共施設等の統廃合、複合化、再配置等の計画について、公共施設（体育館）等及び小規模小学校（複式・単式学級）計画に伴う教育施設の行方はというご質問でございます。

体育館等の社会教育施設につきましては、昨年12月会議においても同様の質問がございました。いずれの施設も老朽化が進んでおり、耐震化、大規模改修及び集約化を進めなくてはならないとは考えております。ただ、そのためには多額の費用が発生します。当面は既存施設を有効利用していただき、新たな施設整備についてはいましばらく時間をいただきたいと考えております。

また、小規模小学校等に関する複式・単式学級計画は、涌谷町にはございませんが、令和６年から令和12年までに、各学校にどのような児童生徒が、数ですね、入っていくかという教育施設の適正配置についての検討は行っているところでございます。

教育施設におきましては、これまでの統廃合においても、閉校、閉園した時点で、教育財産から普通財産として町長部局へ移管しておりますので、利活用につきましては、教育委員会として特に意見を申し上げる立場にはございませんが、昨年の町立幼稚園及びさくらんぼこども園適正化検討委員会におきましても、附帯意見として、施設の跡地利用の検討について答申を行っております。そのとおり、関係部局と今後も情報共有をしながら連携を図ってまいりたいと思っております。

以上、４番佐々木敏雄議員への答弁といたします。

○議長（大泉　治君）　４番佐々木敏雄君。

○４番（佐々木敏雄君）　ちょっと時間もないのですが、道路について特に心配されるというか、今回埼玉県八潮市であったような事故、これは橋梁の破損というか、そういうことが町の道路では考えられるかなと思っておりまして、そのような利用頻度の少ない小さい橋というか、そういう橋をきっちりとメンテナンスなり、確認されて、通行が危険だということであれば、即座にちゅうちょすることなく通行止めを行うなどの対応は行っていただきたいということは、申し添えておきたいと思います。

それから、支障木ですけれども、やはりなかなか管理できないというような状況になっております。ですから、昨日もあったように、町民に寄り添った形の、家族構成等をよく考慮していただいて、対応については親身に相談等をお願いしたいという思いでございます。

それから、小学校につきましては、令和７年までの計画があるということですけれども、児童数、出生数を見ると早まるような気もいたしますけれども、その辺の計画の状況というか、早まるとか、そういうことはない

のでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（大泉　治君）　建設課長。

○建設課長（岩渕　明君）　お答えいたします。

まず、橋梁につきましては、町道につきましてでございますけども、５年に１度全橋点検で回っておりますので、その際の状況などを鑑みまして、補修について早期に行えるように努力してまいりたいと思います。

あと、木の件でございますが、建設課には令和５年度で34件、令和６年度で55件の木に関するご要望をいただいておりまして、増加傾向にはあると考えております。

令和５年４月から民法が改正になりまして、それまでは所有者が原則として処理することが求められておりましたが、所有者が不明の場合であったり、あるいは本当に切迫した状況でございました場合には、道路であれば、道路管理者が最低限の処理はできるようになりましたので、その辺のことも検討しながら、ご迷惑かけないように対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（大泉　治君）　教育長。

○教育長（柴　有司君）　児童生徒の推移が、思ったより減少が早いというのは、議員おっしゃるとおりでございまして、令和７年度までにもう少ししっかりした計画をと思っていましたが、まず幼稚園の適正規模適正配置を先に進めようということで、今それに取り組んでおりますので、当然５歳児以下の子供たちの推移も、先ほど申し上げたように把握しておりますので、小中学校の適正規模適正配置についても検討していかなくてはならないなというふうには思っております。

計画自体は、先ほど答弁したようにありません。

○議長（大泉　治君）　大変ご苦労さまでございました。

休憩いたします。

再開は11時といたします。

休憩　午前１０時５１分

再開　午前１１時００分　　〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉　治君）　再開します。

引き続き一般質問を行います。２番二上光子君、登壇願います。

〔２番　二上光子君登壇〕

○２番（二上光子君）　２番二上光子でございます。

初めに、岩手県大船渡市で発生した山林火災におきまして、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い終息を深くお祈りいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

防災・減災の環境整備について。

１点目に、学校体育館への空調整備に特例交付金などを運用し、早期実施を。

２点目に、災害関連死を減らす、福祉の視点を取り入れた避難体制について伺います。

３点目に、事前防災強化に代替水源となる防災井戸による地下水の活用についてお伺いいたします。

○議長（大泉　治君）　町長。登壇願います。

〔町長　遠藤釈雄君登壇〕

○町長（遠藤釈雄君）　それでは、２番二上光子議員の一般質問にお答えを申し上げます。

１点目の学校体育館への空調整備に、特例交付金などを運用し早期実現をとの質問でございますが、令和６年９月会議におきまして杉浦議員からも同様の質問をいただいているところでございます。

議員ご案内のとおり、避難所に指定されている学校体育館への空調整備につきましては、文部科学省の空調設備整備臨時特例交付金において、補助率が２分の１に引き上げられるなど条件が向上しております。しかし、併せて断熱材の確保が補助要件となっているところでございます。

涌谷町で対象となる施設は涌谷第一小学校、月将館小学校、箆岳白山小学校、そして涌谷中学校の体育館となりますが、ほとんどの施設で断熱性を高める工事や高圧受電設備の容量を増加させる工事が必要となると考えられますことから、まずは設置及び改修費用がどの程度必要となるのか、詳細な事業費の把握が必要であると思っております。

学校体育館につきましては、避難所としての利用もありますが、児童・生徒の熱中症予防という視点での空調整備の必要性もありますことから、今後教育委員会とも十分に協議しながら検討してまいりたいと考えております。

要旨２点目の災害関連死を減らす福祉の視点を取り入れた避難体制について伺うということでございますが、当町では、涌谷町地域防災計画に基づき、涌谷町災害時要配慮者支援チーム設置運営要綱を令和２年度に定めております。この支援チームでございますが、令和元年10月に発生した台風19号を教訓に設置したものでございます。

町内の高齢者事業所や障害者事業所など19の福祉施設と協力協定を締結し、福祉の視点を取り入れながら、要配慮者のトリアージや移送支援、福祉避難所の設置運営を行っております。過去に発生した風水害時においては、高齢者等避難の警戒レベルが発令された段階で調整連絡班、移送班、福祉避難所支援班として対応してきたところでもあります。

また、災害時の要配慮者支援におきましては、他の自治体同様、個別避難計画書を作成しているところでございますが、当町では地域の行政区長や民生委員児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会などと話合いを重ね、おらほの支えあいマップを作成し、個々の心身の状況及び生活環境等を勘案した上で、福祉の視点を取り入れた支援体制を構築しているところであります。障害や寝たきりで家族や地域の支援があっても避難が困難な人を、災害時レベルＣと位置付け、看護師や介護職などの専門職が対応することとしております。

当町における風水害時の福祉避難所は、万葉苑わくやと天平の湯を指定しておりますが、ほかにも老人保健施設や国保病院など関係機関と協議を行い、安全な環境が確保されているところに避難できる体制を構築しているところでもございます。

今後も福祉施設や医療機関との連携体制は重要であり、要配慮者の情報を共有しながら、安心・安全な避難体制の更なる構築を図ってまいりたいと考えております。

３点目の事前防災強化に代替水源となる防災井戸による地下水の活用について伺うというご質問でございますが、当町では東日本大震災をはじめ、これまで断水となる地震を何度も経験いたしました。短期間であれば何とか耐えしのぐこともできますが、これは福沢揚水機場がありますから、そうでありますけれども、長期に及ぶ断水となりますと、洗濯やトイレなどの生活用水も必要となってまいります。

議員ご提案の防災井戸につきましては、県内では女川町で設置しているほか、仙台市などでは井戸をお持ちの方に、有事の際に付近の方へ生活用水として提供できるよう、登録していただいているところでございます。

当町でも過去に井戸を所有している方のご協力により給水していただいた経緯があり、過去に行った井戸水の調査により所有者は把握しておりますが、現状については利用可能なのか、詳細については把握していない状況となっております。

今後も有事の際につきましては、災害協定による飲料水の確保や給水車等による給水を行ってまいりますが、過去にご協力いただきました井戸所有者の協力が得られるような環境の構築についても検討してまいりたいと考えております。

以上、２番二上光子議員の一般質問への答弁とさせていただきます。福祉避難所の在り方をご披露できる機会を与えていただきましたこと、感謝申し上げます。

○議長（大泉　治君）　２番二上光子君。

○２番（二上光子君）　ご答弁ありがとうございます。

１点目の学校体育館への空調整備に特例交付金などを運用し早期実施をと題しましたところでは、我が涌谷町では体育館に断熱性が備わっていないというところだったのですが、実は昨年末、国の補正予算で学校体育館の空調整備に779億円が計上されまして、自治体に対しまして臨時特例交付金が創設されました。この関連の中で、全国的に空調整備率というのは低い状態のようなのです。また、地方の財政難に加えて、支援の充実と柔軟な運用をと訴えた予算と聞いております。対象期間が令和15年度までとしておりますが、関連工事の懸念や課題、先ほど町長がおっしゃられましたが、こういった懸念や課題につきまして、文部科学省におきまして、いろいろな工夫事例等の情報が発信されております。そちらには、必ずしも断熱材が使用されていなくても、体育館の空調整備に対しての支援ができるといった内容が載ってございます。

例えば、先ほど教育長から前者の質問に対してお話が行われました、例えば体育館等が何年か後に、学校が縮小になりまして、体育館を使わなくなるといった事例にも、そのまま体育館の交付金を使用したまま転用ができるといった内容の特例給付金のいろいろな情報が載ってございますので、ぜひそちらを確認していただいて、本当に今回の学校体育館の空調整備に特化した交付金といった内容でございますので、ぜひとも国がこのように地方のことを考えて、早期実現をと情報発信されましたので、ぜひ当町におきましてもこの交付金を運用していただきまして、早期実施をと願っております。

学校体育館は、さきにもお話ありましたように、子供たちの教育の場であり、また災害時には地域の避難所として重要な役割を担います。冷暖房空調の整備を加速させて、児童・生徒に加えまして、避難者も安心して過ごせるようにすることが大切と考えます。

先ほどお話しさせていただきました岩手県の大船渡市でも、避難所におきまして寒さに震えて過ごしていると伺いました。また、体育館は寒さだけではなくて、近年は猛暑日が年々増加しておりますので、ふだん利用す

る児童・生徒の方々が、熱中症で倒れるというニュースもよく聞かれておりますので、空調整備の重要性が高まっておりますので、ぜひ早期に実施のときと考えますが、再度ご質問させていただきます。

○議長（大泉　治君）　町長。

○町長（遠藤釈雄君）　いろいろ親切なご説明までいただきまして感謝申し上げます。

こういったような国の事業の成立の在り方を見ますと、質問者の言っていることが非常にそのままなのかなという感じを持って受け止めておりますけれども、そういった中で、学校生徒の、あるいは学校児童のこと、それから例えば涌中等々であれど避難所ということもございますので、そういった中で涌谷町で取り入れることが可能な事業であれば、やはりいざというときに、先ほど福祉避難所もありましたけれども、それに準ずるような体力のない高齢者とか、あるいは子供なんかいた場合を想定しますと、やはりしっかりと調査検討しながら、取り入れるべきであれば取り入れたいという考えを持っておりますので、その点様々な事例を紹介していただきながら、今後ともご指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉　治君）　総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤　亮君）　先ほど、断熱性を高める工事等のお話がありましたので、その点に関しまして私からお答えいたします。

先ほど、議員おっしゃいましたように、断熱性を高める工事を行わなくても設置することは可能ですけれども、仮にその断熱性の確保ができていない場合、通常だと例えば室内機が５台で済むところが、８台とか９台という形で、その台数も増えるという形になります。それから、あと台数が増えますと、当然その後のランニングコストといいますか、電気代も、断熱性がある場合よりも倍近くかかるというところもございますので、他の自治体におきましては、やはり断熱性を高める工事も併せて行っているところでございます。

当町におきまして、先ほど小中学校合わせて４校の体育館ございますけれども、一番古いところですと涌谷第一小学校の体育館、こちらは築51年ほどとなっておりまして、断熱性を高める工事といいますと、屋根の塗装を断熱性の塗装にしたりですとか、あと天井に断熱性の遮断剤というのを貼ったりですとか、あと当然窓やドアの隙間などを塞ぐ工事も必要なりますので、そういったところ、今後実施設計とかを行いまして、どの程度費用がかかるのかというのを、まず町長が申し上げましたように確認した上で検討してまいりたいと考えております。

それから、あと避難所という観点から申し上げますと、昨年も暑い時期に避難する災害がございまして、その際につきましては、体育館等ではちょっと暑いということで、学校の特別教室等の教室を利用させていただきまして、空調が効いた状態で避難していただいたという経緯がございますので、そういったところも検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（大泉　治君）　２番二上光子君。

○２番（二上光子君）　そうですね。たしか前回、今お話しいただきましたように、体育館ではなく、教室に避難されたと伺いました。

実は、体育館の断熱の対策事例といったものが文部科学省でこのように載ってございます。屋根の塗装ですと、大きさにもよるのでしょうけれども、550万円と載ってございます。また、天井の遮熱というのでしょうか、シート張りも650万円と、１か所ですね。あと、窓の日差しの調整のフィルム等も載っておりまして、そちらが

350万円という事例が載ってございます。そして、空調を使うとなった場合に、光熱費がすごく高くかかると思うのですが、令和７年４月からは光熱費も助成いたします。そちらにも運用経費ということで支援が決まってございますので、ぜひとも早期にこういった内容、本当に涌谷町に合った事例がたくさん載ってございますので、こちらを運用していただいて、ぜひ早期の体育館の空調整備を整えていただければと思います。

それでは、２点目の災害関連死を減らす福祉の視点を取り入れた避難体制についてでございますが、実は先月14日に、災害救助法の救助の種類に、福祉サービスの提供が追加されました。これまでは、町長からもお話ありましたように、避難所が大半の避難先となってございます。涌谷町は福祉支援体制、また重層的な支援体制等も整ってございますので、そういったところを利用し避難していただくという流れになってございますが、この災害救助法の救助の種類が追加されたことで、ケアが必要な高齢者や障害者、医療ケア児は避難所での生活が難しかったり、受入れ避難先がないという理由で、在宅での避難生活となることがこれまで多くございました。避難所運営が優先され、どうしても福祉的支援が遅れてきた現状がございます。

高齢者や障害者は、環境の変化による心身のダメージを受けやすく、短期間に健康が悪化しやすい傾向がございます。昨年１月に起きました能登半島地震でも、誰にも相談できず、適切な支援につながらず、直接死より災害関連死が上回ったと報告されております。

この改正されました災害対策基本法では、避難所の場所の支援から、避難者である人の支援へと支援体制の拡充が明記されました。災害時に避難所だけでなく、自宅やペット同伴等の車中泊被災者へも避難所での支援と同様の水・食料などが提供されることとなります。

被災者へのケアと申しまして、専門職であるＤＷＡＴといいまして、災害派遣福祉チームというのがあるのですけれど、こちらの活動範囲もこれまでは避難所の体調管理とか相談支援に関わっておられたのですけれども、在宅被災者や車中泊被災者へも体調管理とか相談支援が広がると明記されました。そして、災害救助費も適用されることとなります。

医療支援体制と同程度の被災者への福祉支援体制が広がってまいりますが、こういった受入れ体制等も含めまして、事前の避難体制づくりが重要と考えます。当町の見解をお伺いいたします。

○議長（大泉　治君）　福祉課長。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君）　在宅避難する要支援者の方への支援体制というご質問とお受けいたしました。

高齢者や障害者など、要支援者の在宅避難におきましては、医療、介護、生活支援などきめ細やかな支援が必要と考えております。また、議員が今おっしゃいましたように、社会福祉士、保健師などの専門職による訪問支援や相談支援も有効と考えております。

当町におきましては、国保病院、老健、それからその他福祉施設と連携を強化して、必要な支援を迅速に提供できるよう、体制構築に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大泉　治君）　総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤　亮君）　先ほど、車中泊の避難されている方に対するケアというお話ございましたので、その辺について私のほうからお答えいたします。

これまでの災害におきましても、避難所においでになられた避難者の方が、ペット同伴であるため、車中泊で

避難されたという経緯がございます。そういった形で、避難所においでになりましても、避難所の敷地内で車中泊される方につきましては、まずは受付をしていただいて、その旨で車中泊をしていただくようにしております。当然その辺で物資ですとか、そういったところもお配りしまして、あとなおさら、先ほどございましたエコノミークラス症候群を防ぐということで、後ほどお渡ししたいと思いますけれども、こういったチラシを一緒に渡しまして、そういった予防というのも併せてお伝えしているというところで対応しているところでございます。

○議長（大泉　治君）　２番二上光子君。

○２番（二上光子君）　ありがとうございます。

要配慮者の方々の避難といったところで、避難行動要支援者名簿が作成されて、個別避難計画を作成されているとお伺いさせていただきました。個別避難計画を作成された方々の避難しやすい環境の整備というのがすごく重要になってくると思うのですけれども、優先度の高い方々へ、これまで避難訓練だったり、また情報伝達とか安否確認などの避難訓練というのは、実施されていたのでしょうか。

また、個別避難計画を作成された方々、もしくはご家族へ避難する場所というのは周知されているのでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（大泉　治君）　福祉課長。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君）　避難訓練等につきましては、当町におきましては町の総合防災訓練のときに、関係する介護保険事業者の方と一緒に訓練しております。ただ、当事者の方に参加していただいた訓練というのは、まだやっていないところでございます。今後検討させていただきたいと思います。

ただいま102名の方に計画を提出していただいておりますけれども、今町でハザードマップの作成をしておりまして、令和７年度に配布の計画となっております。同時期に、こちらから避難所の指定を出したいと考えているところです。

○議長（大泉　治君）　２番二上光子君。

○２番（二上光子君）　ありがとうございます。優先度の高い要配慮者の方、あと直接、なかなかその避難訓練に参加するというのはとても難しい状況だとは思うのですけれども、いつこういった大規模災害が起きるか分かりませんので、できるだけ検討していただければと思います。あと、避難者の方々へ周知していただくというご返答をいただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。本当に福祉の支援体制というのは、多岐にわたる支援になりますので、関係者間の連携の下、検討をお願いいたします。

次に、３点目の井戸を活用するといった内容の件を再度質問させていただきます。

能登半島地震の際に、浄水場とか水道管が破損して、断水が長期化して、復旧までに半年以上かかった地域がございまして、生活用水が著しく不足、深刻な状態だったと報告がございました。そんな中で、井戸水を活用してしのいでいた住民もいたと伺っております。

そこで、大規模災害の備えとして、災害用井戸を整備していただくということが、すごく重要ではないかと思います。

先ほど総務課長からも、東日本大震災の際にも井戸を活用されたと伺いました。また、町長からもお話を伺いました。今後の災害時に、地域住民が井戸を利用して有効活用できる体制づくりというのが、すごく大事かと

思われます。

高知県香美市の事例をご紹介させていただきます。こちらでは、井戸所有者の同意を得まして、防災マップに井戸の所有地が掲載されております。自主防災訓練では、井戸の汲み上げ訓練を実施されまして、また補助もそのまちでは行われているそうで、井戸ポンプの設置費用とか、あと本体ポンプの修繕費用などもその補助で実施されているようです。年１回以上の訓練の実施と報告書の提出を行って、平成26年度から現在まで40か所の民間の井戸が確保されて、また訓練を行うことで地域住民に井戸が認識されまして、断水発生時に探すことなく、地域の井戸として有効活用されており、災害時に活用できる体制を整えているそうです。このような取組について、当町でもぜひ大規模災害に備えて、そういった体制を考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大泉　治君）　総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤　亮君）　それでは、お答えいたします。

私もちょっと調べましたところ、仙台市では事前に登録していただきまして、あとは看板を、設置場所ということで、仙台市災害応急用井戸ということで看板等を設置しまして、住民の方にお知らせしているようでございました。大都市とまた涌谷町ではちょっと違う形になると思いますけれども、先ほど町長もお話ししましたとおり、以前、井戸水を使ってる方のリストというのがございますので、そういったリストを基に、ただその井戸がどういった用途で使われているかにもよるんですけれども、生活用水として現に使われているものもございますし、あとは散水用ですとか、農業に使っているものもございますし、最低限の恐らく水質検査等は必要になってくるかと思いますので、そういった井戸をお持ちの方に、あとはご了承とかを得まして、そういったところで災害時に有効に使わせていただくという方法は可能なのかなと考えておったところでございます。

あとは、町としてだけでなくて、地域、行政区でしたり、地域の自主防災組織でも把握しておけば、その地域の水として使うことも可能なのかなと思いますので、そういったところももう一度改めて検討させていただければと思っております。

○議長（大泉　治君）　２番二上光子君。

○２番（二上光子君）　前向きなご返答いただきまして、ありがとうございます。

あと、要する費用とか、ポンプ設置、もしお願いする場合に費用とかの実施もぜひこちらに含めていただければと思います。事前の水質検査なども、その費用に加えていただければと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（大泉　治君）　町長。

○町長（遠藤釈雄君）　いろいろご指導いただいておりますことに感謝申し上げます。

さきの大震災の際には、町内の皆様、町場としては３件、私が分かってる範囲です。当時消防団でしたので、それからそこで消防団が配水したという、また消防団というのは主に地元でありますので、地元のお年寄りの方など顔色を見ながら、その報告も含めて配水した実例がございますし、なおさら実は私の生活用水ではないのですが、これまで飲み水として使っていた井戸も、隣近所の人たちに利用していただいたというのはありますので、登録したり、あるいは水質検査なども、いわゆる補助があるのであれば、なおさら取り組みやすいと思っておりますし、何よりも今回の火災発生しております大船渡市の水道の方々にも配水の応援をいただいた経緯もございますけれども、そういった方々の負荷軽減を図るためにも、近くにそういった利用できる水があ

れば、本当に飲料水としてのみ必要だなという方へはその水を届けて、それぞれの生活用水とか、洗濯とか、そういうのを補助的にできれば、いざというときになってみないと分からないことでありますけれども、実際そういう経験をしてきましたので、その必要性は感じておりますので、やはり調査していただきながら、井戸水の数を確保して、把握して、その上で取り組めれば、水質検査などに持っていって、いざというときに、地震ですから、水質変化することもありますけれども、取りあえず状況把握ができるのかなと思っておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

○議長（大泉　治君）　２番二上光子君。

○２番（二上光子君）　ありがとうございます。

防災・減災につきまして、環境整備につきまして、るる質問させていただきました。涌谷町内の皆様に対しまして、安心で安全に暮らせる涌谷町としての防災の強化に、早期の取組をぜひお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大泉　治君）　ご苦労さまでございました。

次に、10番杉浦謙一君、登壇願います。

〔10番　杉浦謙一君登壇〕

○10番（杉浦謙一君）　10番杉浦でございます。通告に従い、一般質問をしてまいります。

一つ目は、町独自のまちづくりにつきまして質問させていただきます。

１点目、住宅リフォーム助成制度で仕事おこしの考えをお聞きするものであります。

住宅リフォーム助成制度、町民の方が住宅をリフォームする際、地元業者に仕事を頼めば、自治体が住民に対して一定の助成を行うものであります。壁紙の替え、そして畳替え、屋根のふき替え、外壁など、ベランダの改修などのリフォームを対象としております。この質問を何回かしておりますけども、経済効果は４倍、５倍となるようであります。

岩手県宮古市は、20万円以上の工事に10万円を助成しているということで、使い勝手のよい住居だけでなく、飲食店のトイレの水洗化、そして水洗化に伴う改修工事などを助成対象としております。仕事おこし、地域活性化、水洗化率向上に貢献するものと考えております。町長のご所見を伺うものであります。

二つ目であります。小規模工事登録制度の質問に移ります。

小規模工事契約希望者登録制度だと思いますけども、この制度は自治体が発注する小規模工事について、入札参加資格者名簿に登録されていない地元の小規模事業者に受注する機会を拡大することにより、地域経済の活性化を図ることを目的にしているものであります。

この制度を登録できる方は、町内に主たる事業所を有する法人及び個人となります。町が発注する工事や物品の買入れなどについては、一般競争入札、指名競争入札とも、前提として入札参加資格を持った業者が対象となっております。少額の契約については随意契約という制度もありますが、シルバー人材センターなど限られた特定随意契約が多いのではないでしょうか。入札参加資格を持たない小規模事業者は、少額でも町の仕事ができなくなってしまいます。

近隣の自治体では、小規模工事等登録制度というものを定め、入札参加資格を持たない町内小規模事業者が町に登録するだけで少額の発注に参加できるよう、少しでも地域経済の活性化につながるものと考えますが、町

長の見解をお聞きするものであります。

そして、三つ目であります。公契約条例についてであります。公契約とは、国や自治体の工事、サービスや物品の調達、そしてそれを民間企業に発注委託する際に結ぶ契約のことであります。施設の建設工事、公共施設の管理運営、そしてまた清掃、病院の医療事務、学校給食、放課後児童クラブなど、生活に密着する多くの事業が、公契約として民間委託の対象となっております。

公契約条例は、自治体が発注する公共工事業務委託等の従事者の賃金、報酬の下限額を設定し、自治体受注者の責任を契約事項に加えることを定めた条約のことでございます。2009年に全国で初めて千葉県野田市が公契約条例を制定されたことが契機になり、全国的にも広がってまいりました。熟練従事者の賃金水準が下支えされることで、適正な労働条件の確保、雇用の維持、安定が実現されます。多くの公契約条例を制定した自治体では、一人親方も対象とされています。

公共事業の品質確保、良好な公共サービスの提供、活力ある地域社会の実現が可能となり、職員のモチベーションアップにもつながる。住民の定住化、雇用の安定化による納税の確保、地域企業の健全な事業の経営によるサービスの質の向上、地域経済が発展することで税収の増加も見込まれるのではないでしょうか。この公契約条例の制定について、町の考えをお聞きして最初の質問とさせていただきます。

○議長（大泉　治君）　町長。登壇願います。

〔町長　遠藤釈雄君登壇〕

○町長（遠藤釈雄君）　それでは、10番杉浦議員の一般質問にお答え申し上げます。

町独自のまちづくりの考えをとの質問でございます。それに基づきまして、質問要旨１点目の住宅リフォーム助成で仕事おこしの考えはということにお答え申し上げます。

現在、当町の住宅改修に関する助成につきましては、わくや新生活応援補助事業、木造住宅耐震改修工事助成事業があり、わくや新生活応援補助事業では、町内建築事業者の利用で優遇措置を講じているところではございますが、対象になる方は、それぞれが町外から移住した方、耐震診断事業申込者に限られる事業となっております。対象者を拡充したリフォーム助成制度につきましては、空き家対策の一助にもなり得る事業と考えておりますが、制度に係る目的、効果等を考慮し、導入の是非について検討してまいりたいと思っております。

２点目の小規模工事登録制度の創設の考えはということでございますが、当町では財務規則において、一般競争入札及び指名競争入札に参加する場合には事業者登録が必要としており、随意契約におきましては、登録を必須としておりませんが、準用した取扱いを基本としております。しかしながら、財務規則で定めた随意契約の範囲であれば、登録外事業者へも発注は可能と考えておりますので、小規模工事登録制度を含めた取扱いにつきましては、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

３点目の公契約条例の制定についてでございますが、議員におかれましては、以前も同様の質問をいただいており、回答に重複する部分があればご了承いただきたいと思いますが、議員ご承知のとおり、国において公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、一般競争入札への移行を促進し、さらには公共工事の品質確保の促進に関する法律によって、工事の施工体制や実績などの技術力と価格を総合的に評価する総合評価落札方式の導入が進められております。

涌谷町の公共工事につきましては、先ほど述べました法律や建設業法などの関係法令に基づき、施工体制の適

正化と、これを請け負う事業者の健全な育成を図るとともに、元請、下請を含めた労働者の賃金や労働条件の確保が適正に行われるよう努めてきており、その一つとして、最低制限価格制度の見直しを行い、令和６年４月から改正した内容で運用しているところでございます。これにより不当に安い価格で落札するダンピング受注を防止できるものと考えております。

公契約制度につきましては、国では法律により新たな賃金等の基準を設けることは慎重な検討が必要と考えており、国際労働機関ＩＬＯで採択されました公契約における労働条項に関する条約の批准は進んでいない状況でございます。

そのような中、議員おっしゃったように、平成21年９月に国内で初めて千葉県野田市において公契約条例が制定され、令和７年１月時点では全国で90の自治体で制定されておりますが、宮城県内で制定している自治体はいまだないようでございます。

公契約条例制定には、それぞれメリット、デメリットがございますので、先行している自治体の状況をよく確認してまいりたいと考えておりますので、議員各位の更なるご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉　治君）　10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君）　では、２回目、質問させていただきます。

（１）と（２）が一緒になる可能性があるので、トータルで質問させていただきますが、仕事おこし、今の町の状況を考えますと、町の統計によれば、建設業の事業所として平成21年には89事業所がありました。統計では、令和３年の統計でありますが、76事業所に減っております。では、製造業に関してはといいますと、平成21年には56事業所ありました。それが、令和３年には47事業所に減少している状況であります。卸売小売業に至っては、平成21年、210事業所ありましたが、令和３年には141事業所と６割に減少している実態となっております。町内には営業をやめた店舗も多く見受けられるところであります。

涌谷町としては、このままでいいのか、そして地域経済の活性化、地元企業の育成について、どう考えているのか。私は、仕事おこし、地元企業の育成に関しては大事な施策だと考えております。その点、この地域活性化につきましてお聞きしたいと思います。

○議長（大泉　治君）　企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海　潤君）　先ほど町長の答弁でもございましたとおり、当町においては、現在のところ小規模工事登録制度の創設は行っておりません。ただし、随意契約の範囲内においては、そういった登録していない事業者においても小さな工事というか、町営住宅の畳替えであったりとか、サッシの修繕とか、そういったものについては、登録事業者でないところにも行っているところでございます。

経済の活性化ということでございますけれども、町でそういった50万以下の工事がいかほどかというと、そんなに数が多いものではないと思っておりますので、果たしてその辺どれほど効果あるのか、先ほど町長が申し上げましたとおり、検討してまいりたいと思います。

この辺では、小規模事業については大崎市で制度をつくっておるようでございますので、どういった運用をして、どういった効果があるのか、その辺先行している自治体の運用を確認しながら、制度について必要かどうかについて検討してまいりたいと思います。

○議長（大泉　治君）　10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君）　そういう検討というか、まずいろいろと検証してもらって、どういう施策が必要になってくるかどうかも含めて考えていただければと思います。

公契約条例に関しましてですが、先ほど答弁の中で最低制限価格の答弁がありました。最近入札すると、落札率90％を超えることが多く見受けられるという状況ですけども、先ほどの答弁の中で落札率が90％を超える、100％近くなってくると、何か弊害があるのではないかという意見もあるのですけれども、そういう点では町の見方としてはいかがか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（大泉　治君）　企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海　潤君）　昨年度から最低制限価格の見直しを行いまして、近隣でもそうなのですけれども、以前は設計価格の６割とか７割だった最低制限価格を、個人によってばらつきは出るのですけれども、大体９割前後が最低制限価格となっていますことから、９割以上の落札価格、逆に安く入れた事業者については失格というような形になっております。それは、多分先ほど議員もおっしゃったような工事の品質確保に関する法律ですとか、また事業者のほうで積算システム等が普及しておりまして、それによりますと、もう数量を入れると、町の設計価格と余り変わらないような数字が出てきております。そういったことで、時代の流れといいますか、そういうことで工事価格が高くなってくるのは致し方ない、正当な価格でお願いしているという認識でございます。

○議長（大泉　治君）　10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君）　最低制限価格の話が出ましたので、そういう質問をさせていただきました。

あとは、公契約条例として、先ほど町長からの答弁もあったとおり、県内でまだ実施してるところはありませんけれども、そういった点では、地元事業者の働いている人の賃金を確保するという点では、考えていただければと思います。

この質問はこの程度にして、次の義務教育での学校給食、副教材についての質問に移りたいと思います。

○議長（大泉　治君）　昼食のため休憩したいと思います。

再開は１時といたします。

休憩　午前１１時５２分

再開　午後　１時００分　　〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉　治君）　再開いたします。

引き続き一般質問を続けます。10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君）　では、引き続いて、大きな２番目に入ってまいります。

義務教育の学校給食、副教材の無償化の考えということでお聞きいたしますが、まず最初に（１）として、ちょっと憲法の条文があります。日本国憲法第26条第２項、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」とありますけれども、この考え方を伺います。

２点目。学校給食費、副教材についてもそうなのですけれども、義務教育は無償であるべきではないのか。学校給食費と副教材についてであります。保護者負担はすべきではないと考えますが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

そして三つ目、これまで学校給食費に関しまして質問してまいりましたが、財政的に全額無償化は難しいという話も答弁では過去にありました。であるならば、加美町で実施しているような、学校給食費の半額助成の考えも一つの案と考えますけれども、この点に関しまして答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大泉　治君）　町長。登壇願います。

〔町長　遠藤釈雄君登壇〕

○町長（遠藤釈雄君）　義務教育での学校給食、副教材は無償化をということでご質問いただいております。

まず、１点目の日本国憲法第26条第２項では、義務教育はこれを無償とするとあるが、その考えはという質問でございますが、本当にこういうときでないと憲法を見る機会がございませんので、いろいろ面白いこと書かれているなとは思っておりますけれども、そういったふだんの生活の中で、なかなか憲法というのは意識していないところでございますけれども、日本の最高位に位置する法律として、その解釈と実施におきましては国において行われるべきと考えておりますことから、地方自治体が全ての義務を負うと捉えるのは、やはり違和感を感じるところでございます。

次に、２点目の学校給食、副教材についても義務教育は無償であるべきと思うがとの質問でございますが、仮に無償が妥当であると町が判断いたしましても、その解釈に基づいて国に対し対応を迫る権利は、地方自治体にはございませんので、国に代わって義務を負う必要はないと考えております。しかしながら、あえてその上で申し上げますが、経済状況や社会的状況を鑑み、今後検討してまいりたいと思っていることは、私の気持ちでございます。

次に、３点目の学校給食が全額無償にできない場合、半額補助する考えはとのご質問でございますが、本当に私から見ますと、この給食をした以上は、絶対不退転で後戻りしないという考えも私の考えでございますし、できるならばという気持ちは常に持ち合わせておりますけれども、質問者は非常に優しく、半額ではどうかという質問でございますけれども、町としてはできる対応といたしましても、令和５年度から物価高騰に係る部分について負担を行っておりますし、令和７年度においても引き続き物価高騰相当額の負担を予定しているところでございます。

また、市町村では、給食費の無償化を行ったものの、財政的な状況から数年で無償化を廃止するといった事例もございますことから、町といたしましては、持続的な負担軽減策を優先した対応を考えながら行ってまいりたいと考えております。

今後の給食費の補助につきましては、これまでどおり教育委員会と十分協議を行い、内容を精選しながら、かつ国の対応を察知しながら、町として最適な方法は何かを検討してまいりたいと思っております。

以上、10番杉浦謙一議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大泉　治君）　教育長。

〔教育長　柴　有司君登壇〕

○教育長（柴　有司君）　町長の答弁と多少重複する部分もあるかと思いますが、ご了承いただきます。

まず、１点目の日本国憲法第26条第２項では、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と定められており、教育の機会均等を重要な理念として掲げております。この条文は、教育は全ての子供にとって基本的な権利であることを示しており、国や地方自治体はその権利を保障するために必要な施策を講じる責任があると考えております。

次に、２点目の学校給食、副教材についても義務教育は無償であるべきと思うがどうかとのご質問でございます。学校給食の無償化につきましては、令和５年３月会議でも杉浦議員にご質問いただき、一番の課題は、町財政への負担が大きいことであり、町長部局と協議し検討したいとお答えしたところでございます。

しかし、昨今の物価高騰を受け、米、野菜をはじめ、全ての食材が値上がりし、現在の給食費では賄うことができず、令和５年度、令和６年度は、物価高騰対策臨時交付金で値上がり分の負担を実施しているところでございます。しかし、その後も物価の上昇は依然として続いており、令和７年度の給食費については、小学校１食290円を340円に、中学校１食350円を405円に、それぞれ50円から55円増額しなければ賄えないとの積算により、増額改定を行う予定としております。令和７年度分につきましても、できる限り保護者負担が増えないよう、町と協議し対応していくところでございます。

また、学習用具等の副教材は、教科書と同様に学びを深めるために必要不可欠なものであり、これが無償で提供されることによって、経済的な理由で教育の機会が制限されることを防ぐことができるとは考えますが、副教材は個人に所有権が帰する学用品であり、憲法上、教育無償制度の範囲とはされていないと解されております。国におきましては、保護者の教科書等の費用負担についても、できるだけ軽減するよう配慮、努力することが望ましいとされておりますことから、今後町長部局と検討してまいりたいと考えております。

次に、３点目の学校給食が全額無償にできない場合、半額補助する考えはとのご質問でございますが、先ほども説明したとおり、給食費につきましては、半額補助とまではいきませんが、物価上昇分に係る補助を町が負担している状況でございます。国等の状況を見据えながら、町長部局とも協議を続けていきたいと考えております。

以上、10番杉浦謙一議員への答弁といたします。

○議長（大泉　治君）　10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君）　では、再度質問いたします。

１番と２番ちょっと被る部分もありますが、答弁の中で国が負わなければいけない部分、この義務教育の部分でございますけども、その点に関して現在国会でも審議されているところでありますが、町長にお伺いしますが、国の責務として、義務教育に係る、憲法でうたっている義務教育の無償化、そしてその点で依然として無償ではない学校給食、そしてまた副教材について、町長はどうあるべきか、国に対してどうあるべきか、お伺いしたいと思います。

○議長（大泉　治君）　町長。

○町長（遠藤釈雄君）　教育というのは国の根本でございますので、各家庭の経済力によって違ってくるというのは、非常に私個人の性格もございますけれども、認めがたいという気持ちを持っております。といいますのも、やはり私は小学校のときに、そういった潤沢な教材がありませんので、学校図書館に寄附していただきました本を読みあさった経緯がございます。それが今日の自分をつくってくれたという感覚を持っておりますので、

やはり大事な、国としては人を育てるということであれば、可能な限り、無償化という表現ではなくて、しっかりとした手当てをする必要があるのではないのかなと思っております。

そういった中で、参加してみていろいろありますけれども、子供の居場所づくりなどで皆さんが頑張っておりますけれども、そういった中で、やはり厳しい経済状況の中で育っている子供さんも、私どもが小さい頃はざらにありましたけれども、そういったようなものが今の時代もしっかりと存在しているということも認識しておりますので、そういったところに均等に、もしかしたらそういう人たちが日本をしっかりとつくってくれる人であるかもしれませんので、平等に光が当たるような心配りというのは大事なのかなと思っております。

そういった中で機会があれば、先ほどは、国にああせえ、こうせえということは言いませんけれども、要望というようなものは、真剣な要望として伝えなければならないというのが私どもの責務であろうと思いますので、そういったような対応を取らせていただきたいと思います。

○議長（大泉　治君）　10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君）　国の責務と地方自治体の役割もあります。義務教育という以上は、やっぱり教育でありまして、学校給食もこの副教材も教育の一環。昨日の施政方針ではこううたっていました。学校給食につきましては、いろいろ補助しておりました。積極的に地場産品を取り入れ、地産地消及び食育の推進を図ってまいりますと、食育とうたっております。

町長にお伺いしますけども、食育という以上は教育であると。そして、地域密着した教育、いわゆる地産地消、そして地場産品を取り入れると。既に学校現場でやっているとは思うのですけれども、町長にあえて伺いますけれども、食育という子供に対する教育だと私は思いますけれども、町長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（大泉　治君）　町長。

○町長（遠藤釈雄君）　食育というのは、私が小学校のＰＴＡをしている頃にだんだん出てきた言葉で、道徳、知育、体育の次になる食育という、そしてその食育というのは、やはり毎日のことでございますので、特に第４番目に挙がってきた、子供を育てる指針となりましたけれども、最も大事なことではないのかなと思っております。まず食べることから人は始まりますので、ただ当時はカルシウム不足の人は短気を起こしやすい子供が出るとか、そういったことから食育というのはだんだん世の中に広まってきたと思っております。

食べることの差別というのは、生涯、どんなに安くなっても生涯持ち合わせるものでございますので、そういったようなことでコンプレックスを感じさせることというのは、あってはならないのかなと、そのように思っておりますので、私はまず食に対してはそのような認識を持っております。

それから、地産地消でありますが、いろんな制度があって、もしかしたら、国も何か小学校で無償化するのかなと、何かそういうまだまだ不確定な状況でございますけれども、必ずそういった時に、今より地産地消といいますか、もちろん涌谷町の給食でも野菜だって様々な物を提供しておりますし、私自身もやはり給食においては、仲間と測って、農薬濃度が全くない状態に近いくらいの安全性をもって、仲間同士で一番消毒して時間のたったそれを納めるという形の中で気を遣ってきた経緯もございますけれども、給食費無償化という中に、当然のごとくそれを使わせていただいておりますが、それが何せ、かんせといって、新たな負担になるのではないのかなと心配しております。

ですから、給食無償化を町として考えたときに、そういった想定外の負担というものが出てくるのではないの

かなと心配しておりますけれども、ただ地産地消については、これまでどおりやっていくのが大事だろうと思っておりますので、その辺も何かいい知恵があって、それが余り制限のない形にしていただければありがたいなと思っております。

○議長（大泉　治君）　10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君）　町長の答弁をいただいて、地産地消、そしてまた食育の観点では、町長答弁のとおりだと私も思っていますし、引き続き何かいい知恵が出てくれば、一緒にこの問題に関しては、ともに歩んでいきたいと思っておりますが、実は（２）の中身なんですけれども、小学生が在学いたしますと年間８万2,971円、これお１人の計算ですけれども、それが２人となれば、それはそれなりの数字になりますし、中学生１人当たりですと、在学いたしますと、年間で６万6,018円という保護者負担がかかってまいります。ほぼ毎月口座振替になりますと、月に6,000円、8,000円、１万2,000円の月もありますし、１万1,000円、まちまちですけども、そういったトータルで８万円を超える、８万2,000円ほどの保護者負担が発生いたします。保護者からすると、かなり負担額がきついわけです。中学校も似たような感じでありまして、毎月１万1,000円、２人目ですと半分ぐらい安くはなるのですが、学校徴収金というのはそれだけ負担が重いという声が聞かれています。

このお子さんが１人、２人、在学が３人になれば、なおさらその数字が大きくなるわけで、そういった中でやはり学校給食等の費用の負担を少しでも軽くすることができれば、保護者としては非常に負担が軽減されると。そういう点では、学校給食の無償化というのは非常に大事なところだと思う。それが、県内でも無償化する自治体が増えてきてるというのは、そういう実態があると思います。そういった点で、私１点目の特色あるまちづくりもありますが、そういった点では、学校給食も含めて、これは教育長にお伺いしますが、そういった涌谷町を目指す必要があるのではないか、町独自の教育の在り方というのは、そういう点では必要なのではないかと思うのですけれども、教育長のご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大泉　治君）　教育長。

○教育長（柴　有司君）　杉浦議員おっしゃるように、年々保護者負担は増える一方で、学校としても教材等の見直しは毎年しているところでございます。実際に思い起こせば、小学校に入るときには算数セット、鍵盤ハーモニカ、そして習字道具、リコーダー、あるいは裁縫道具と、見えない部分の経費が、保護者負担がかかっております。もっと言えば、修学旅行や野外活動への宿泊学習等々も含めれば、年間、杉浦議員の言った金額よりも小学校６年間で50万円ぐらい、お１人、中学校３年間だと40万円ぐらいの、隠れているそういう経費がかかっているという資料もございます。単純に同じリコーダーであれば、お下がりでもいいですよとか、そういうことも可能なのですが、それは本当に微々たる軽減でしかないと思います。学校で見直しする以上に、大きなところは確かに給食費で、毎日食べる、安心して学校に行って、お昼をちゃんと食べられるというのも一つ大事な家庭もたくさんありますので、そういうところに力を入れながらやっていけたらいいのかなと。

ただ、どうしても使う教材については、同じものを皆持っている必要もないですし、同等のものであれば、それでいいというふうに各学校にもお話をしておりますので、その方向で考えております。

○議長（大泉　治君）　10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君）　第３番目に入ってまいりますけども、学校給食に関しまして全額を無償化している自治体が増え、そして中には一部助成している自治体もまた増えてきているということなのです。

今まで、財政サイドからの話で、財政的に厳しいものがあるということで、以前から答弁はいただいております。しかしながら、涌谷町よりも財政力指数が低い自治体で、学校給食費の無償化が行われている、実施されているということを考えると、やる気になれば涌谷町でもできないことはないと私は考えます。

いつも栗原市の事例を出したりするのですけれども、栗原市は子育て支援に対する目的の基金を設置して、この一環として学校給食費を無償化しているということなのです。だから、少し考えれば、子育て支援の基金というものを、余り基金が多くなって大変だということもないわけではないですが、やはりこの目的の基金を、子育て支援にはお金がかかりますから、その点ではこういった基金を創設して、将来の子供たちの未来のために活用するという点は、一つ大事な点だと思うのであります。

その点では、町長に伺いますけれども、こういったあらゆる知恵を出して子育て支援に力を尽くす、学校給食も含めてやるという、この基金の創設というのも一つの点だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大泉　治君）　町長。

○町長（遠藤釈雄君）　今、学校給食無償化に向けての基金の創設とありましたけれども、私はこのことについての基金というのは、これまで庁舎施設等の整備に係る基金というのは、皆様のご了解の下に創設しましたけれども、やたらと基金をつくるというのは、そこに財源を手当てする部分も考えますと、あまり好ましくないなという気持ちもございます。

そういった中で、事の発端は、学校の子供たちに対する、子供たちというか、お父さん、お母さん方への負担軽減のためにも、給食費無償化ということを言っているのだと思いますけれども、これは例えば国が小学校の給食費無償化をするとかという、どこまで本気なのか分かりませんけれども、そういった情報も入っている中で、やれる時点であれば私は一気に無償化したいと思っております。それはなぜかといいますと、対象となる子供たちが圧倒的に少なくなっております。ですから、そういったようなことにして、きちんと町はそういうような手当て、思いをしているのですよということも示す必要がございます。それから、さっき言いましたが、外的な要因というものができて、いわゆる外堀が埋まってきて、あと内堀だけだと言えば、一気にその堀も埋められるのではないかという感触も持っております。ですから、学校給食というのは、子供たちのため、あるいは親のためという観点ではなくて、涌谷町にとっては、まちづくりの一環としての位置付けもあると私は自覚しておりますので、そういった点からだったらば、どのような形にしていったらいいのかというのは、皆さん方からこれまでも再三再四、それぞれ無償化についてのご質問をいただいておりますので、まちづくりの一環として、していただければありがたいと思っておりますので、そういった形の中で考えて、考えるといったって、ずっと考えるのではなくて、来年度はしっかり考えて対応できればいいなと思っておりますので、その辺のご相談も申し上げさせていただきたいと思います。

○議長（大泉　治君）　10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君）　町長の答弁、国の動向はどうなるか分からない、そのとおりだと思います。今、子育て支援をどうするか、学校も含めてどうするかということでしたので、町の大事な子供たちの子育て支援、これからも大事なことだと思いますので、最後に町長の子育て支援の考えをお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（大泉　治君）　町長。

○町長（遠藤釈雄君）　子育て支援につきましては、まず昨日質問ございました後藤議員の、まずは子供ができる

ような、結婚なされる方が増えてほしいということもございますし、生まれたからには、涌谷町ならではの子育て支援というものを、いわゆる独自性のある、やはり独自性というのは、より寄り添った形が表現できるような子育て支援というのが、今後ますます必要になってくると思っております。

そういった中での給食費というのは、質問者以上に、もしかしたら私のほうがとても魅力的なまちづくりの大きな要因になってくると、そのような実感も持っておりますので、そういったものを含めながら、総合的に、あくまでも、あまりにも子供たちが少なくなっている中で、ここで何らかの手をしっかりと打たないと、この町の将来はないという自覚がありますので、そういった面で対応できるところは速やかに対応したいと思っております。

○議長（大泉　治君）　大変ご苦労さまでございます。

以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時２９分

再開　午後　１時３０分　　〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉　治君）　再開します。

――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――

◎同意第１号から同意第４号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大泉　治君）　日程第２、同意第１号　情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてから、日程第５、同意第４号　情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については、それぞれ関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君）　それでは、ただいま一括上程されました同意第１号から同意第４号までの提案の理由を申し上げます。

涌谷町情報公開・個人情報保護審査委員会委員の任期が令和７年３月31日をもって満了となりますが、大友信一氏、笠嶋正男氏、久道好子氏、三塚さき氏につきましては、引き続き委員に選任いたしたいと思いますので、涌谷町情報公開・個人情報保護審査委員会条例第３条第２項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉　治君）　これより質疑に入ります。11番門田善則君。

○11番（門田善則君）　今、町長から諮問されました同意の件なんですが、今配付されました資料を見ますと、年齢的に私から見るとちょっと高齢の方、私以上の方もいますし、もう少し若返りを図ることも今後考えるべき

と考えますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（大泉　治君）　総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤　亮君）　今後、そのように考えてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（大泉　治君）　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより同意第１号　情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉　治君）　起立全員であります。よって、同意第１号　情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第２号　情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉　治君）　起立全員であります。よって、同意第２号　情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第３号　情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉　治君）　起立全員であります。よって、同意第３号　情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第４号　情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉　治君）　起立全員であります。よって、同意第４号　情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉　治君）　日程第６、議案第12号　涌谷町堆肥保管施設条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君）　議案第12号の提案の理由を申し上げます。

本案は、耕畜連携による畜産経営に伴う公害の防止と堆肥の有効活用を図り、有機農業の推進と農業者の経営改善を図るため、堆肥保管施設を設置したことにより条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉　治君）　産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君）　議案第12号　涌谷町堆肥保管施設条例になります。

その前に、現状の西地区の保管施設の状況についてご説明いたします。

西地区の保管施設について、保管庫は令和５年度に完成し、引渡しを受けておりました。先月２月13日の強風により保管施設のビニールハウスが倒壊いたしました。強風につきましては、災害認定される風であったことが確認できております。施工上の問題点のないことも確認しており、風対策も施しておりましたが、結果的には倒壊したということでございます。

今後の対応につきましては、現在補助金の関係で県と調整中ではございますが、今月中にはビニールハウスの撤去を行い、当分の間、屋根のない状態での運営を予定しております。

それでは、議案書第５ページからになります。保管条例になります。

第１条は趣旨を、第２条では施設の名称及び位置を定めております。一つは、西地区堆肥保管施設、一つは、箆岳地区堆肥保管施設となります。

第３条では利用許可について、第４条では利用者の遵守に関すること、第５条では利用許可の取消しに関すること、第６条では指定管理による管理ができる旨に関すること、第７条では指定管理者の業務に関すること、第８条から第11条までは、利用時間及び利用料金に関することを定めており、利用料金につきましては、搬出１台当たり300円を上限としております。

附則、この条例は令和７年４月１日から施行する。

なお、この後、議案第26号、議案第27号では指定管理に関する議案をお願いする予定としております。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉　治君）　以上で説明は終了しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号　涌谷町堆肥保管施設条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認めます。よって、議案第12号　涌谷町堆肥保管施設条例は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉　治君）　日程第７、議案第13号　涌谷町子ども・子育て会議条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君）　議案第13号の提案の理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、審議会その他の合議制の機関を置くため、条例を制定いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉　治君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐藤明美君）　それでは、涌谷町子ども・子育て会議条例についてご説明いたします。

議案書は８ページから、資料は会議資料の２の１ページになります。

町長が提案理由で申し上げましたとおり、平成24年８月に公布された子ども・子育て支援法の規定に基づき、市町村の子ども・子育て支援事業計画に関する事務を処理するために、市町村が審議会その他の合議制の機関を条例で設置することが努力義務化されておりました。その際、本町では要綱で規定しておりましたので、今回改めて条例として制定いたすものです。

会議資料でご説明いたしますので、会議資料２の１ページをご覧ください。

第１条は、会議の設置について規定しています。子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関として、子ども・子育て会議を設置いたします。

第２条は用語の定義です。

第３条は所掌事務を規定するものです。子ども・子育て支援法第72条第１項各号に定める事務につきましては、以下に記載のとおりです。

第４条は組織について、第５条は委員の任期を２年とすることなどを規定するものです。

第６条は会長の設置及びその職務についての規定になります。

第７条は会議の開催等について必要な事項を規定するものです。

第８条は会議の庶務を子育て支援課で処理することを規定するものです。

第９条は委任事項について規定しております。

附則第１項として、施行期日、この条例は令和７年４月１日から施行するものです。また、第２項といたしまして、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、委員の報酬及び費用弁償の額について定めるものです。

なお、涌谷町子ども・子育て会議要綱については、令和７年３月31日施行で廃止いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉　治君）　以上で説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号　涌谷町子ども・子育て会議条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認めます。よって、議案第13号　涌谷町子ども・子育て会議条例は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎議案第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉　治君）　日程第８、議案第14号　涌谷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君）　議案第14号の提案の理由を申し上げます。

本案は、児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を市町村条例で定めなければならないこととされているため、条例制定をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉　治君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐藤明美君）　それでは、涌谷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、ご説明いたします。

議案書は10ページから、資料は、会議資料２の２ページ、３ページになります。会議資料でご説明いたします。

１、条例制定の趣旨についてでございます。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、保育所や認定こども園、幼稚園等に所属していない満３歳未満の乳児や幼児を育てている全ての家庭が就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる通園制度であるこども誰でも通園制度、児童福祉法では乳児等通園支援事業が導入されることになりました。令和６年度から試行的事業が実施され、令和８年度からは法律に基づく新たな給付制度として、全自治体で行うことが義務づけられております。

この事業を実施するに当たり、設備及び運営に関する基準を市町村条例で定める必要があるため、涌谷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるものです。本町では、令和８年４月から実施を予定していますが、児童福祉法の規定上、条例制定の義務が令和７年４月１日時点で発生することから、施行日を併せて制定するものです。

また、規定する基準は、この事業を実施する事業者が遵守すべき基準であり、町が事業者を認可する際の認可基準としての役割もございます。

事業内容についてですが、資料３ページの下のイメージ図の点線で囲ったとおり、保育所等に所属していない満３歳未満の乳幼児に適切な遊びと生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するために、面談や子育てについての情報提供、助言その他の援助を行うものになっております。

資料２ページ、２、条例案についてご説明いたします。

（１）条例で定める基準の事項は、それぞれ以下の表のとおり、従うべき基準と参酌すべき基準に分類されております。

（２）概要です。第１条から、資料３ページ、第19条までは本条例制定の趣旨、基本理念及び一般原則、本制度を利用する上での統一基準を規定しております。

第20条から第25条までは、乳児等通園支援事業の区分、設備及び職員配置に係る基準のほか、乳児等通園支援の内容等を規定するものです。

第26条は準用について規定しております。

第27条は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面等で行うこととされているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができることを規定するものです。

附則といたしまして施行期日ですが、この条例は令和７年４月１日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉　治君）　以上で説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号　涌谷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認めます。よって、議案第14号　涌谷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１５号及び議案第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉　治君）　日程第９、議案第15号　涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と、日程第10、議案第16号　涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君）　ただいま一括上程されました議案第15号及び議案第16号の提案の理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉　治君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐藤明美君）　議案第15号及び第16号についてご説明いたします。

議案書は22ページから、新旧対照表は１ページから、資料は、会議資料２の４ページになります。

町長が提案理由で申し上げましたとおり、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が令和７年１月31日に公布されたことから、所要の改正を行うものです。

会議資料でご説明いたしますので、ご覧ください。ナンバー１、基準府令の改正内容になります。

家庭的保育事業者、地域型保育事業者が、保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育内容に関する支援について、保育所等以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とする改正です。表右側には、それぞれの条例が改正された部分の条見出しと改正箇所を記載しておりますので、ご覧ください。

ナンバー２は、連携協力項目のうち、代替保育について、市町村長が代替保育に係る施設の確保が著しく困難であると認める場合において、連携施設の確保を不要とすることを可能とする改正になります。

ナンバー３は、連携施設を確保しないことができる経過措置を、この条例が施行された日、平成27年４月１日から起算して15年、令和12年３月31日までの間、延長するものになります。

ナンバー４、管理栄養士養成施設卒業者は、栄養士免許の取得をせずに管理栄養士になることが可能となったことに伴う改正になります。

その他、基準府令の改正に伴う引用部分の文言をそれぞれ条例で改めております。

両条例とも令和７年４月１日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉　治君）　以上で説明は終了しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号　涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認めます。よって、議案第15号　涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正するは、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号　涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認めます。よって、議案第16号　涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎議案第１７号及び議案第１８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉　治君）　日程第11、議案第17号　涌谷町地域包括支援センターの職員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と日程第12、議案第18号　涌谷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（遠藤釈雄君）　ただいま一括上程されました議案第17号及び議案第18号の提案の理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布され、令和６年４月１日から施行されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉　治君）　福祉課長。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君）　それでは、議案第17号及び議案第18号についてご説明いたします。議案書は28ページから、新旧対照表は11ページからになります。

涌谷町地域包括支援センターの職員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正内容につきましては、定例会３月会議資料の２でご説明いたしたいので、資料２の５ページをお開き願います。

今回の条例の一部改正は、地域包括支援センターの職員確保が困難な状況にあることから、柔軟な職員配置を可能とするものです。

１点目でございますが、これまで一つのセンターが担当する区域における第１号被保険者、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、次に掲げる①から③の職員を専従常勤の職員としてそれぞれ１人を配置することとしていましたが、改正後は、引き続きこれを原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により配置基準を満たすこととするものです。

２点目は、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、複数のセンターが担当する区域を一つ

の区域として、その区域内の第１号被保険者の合計数に応じた常勤職員の配置を行うことで、センターにおける職員の配置基準を満たすことが可能とするものでございます。複数のセンター全体で必要な職員が配置されていればよいこととし、個々のセンターには、必ずしも上記３職種の全てを配置しなくてもよいこととなります。ただし、個々のセンターには上記３職種のうち、いずれか２以上の常勤職員を配置しなければならないこととするものです。

議案書にお戻りください。28ページになります。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、涌谷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は30ページ、新旧対照表は14ページになります。新旧対照表をもってご説明いたします。

改正の内容でございますが、引用箇所に項ずれが生じたため、第14条第１号において、介護保険法施行規則の引用箇所「第140条の66第１号ロ（２）」から「第140条の66第１号イ」に改めるものです。

議案書にお戻りください。30ページになります。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉　治君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号　涌谷町地域包括支援センターの職員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認めます。よって、議案第17号　涌谷町地域包括支援センターの職員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号　涌谷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認めます。よって、議案第18号　涌谷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

再開は２時10分といたします。

休憩　午後　２時００分

再開　午後　２時１０分　〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉　治君）　再開いたします。

――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――

◎議案第１９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉　治君）　日程第13、議案第19号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君）　議案第19号の提案の理由を申し上げます。

病院事業管理者の給与につきましては、令和５年２月の就任時に、病院の収入を増やす努力をしながら、同時に支出の減を図っていく、その実践として自らの給与減額をとの申出がありまして、その強い思いを真摯に受け止め減額いたしておりましたが、令和７年度につきましても同様の申出がございまして、引き続き減額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉　治君）　総務管理課長。（「説明省略」の声あり）

お諮りいたします。ただいま説明省略の声がございましたが、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認めます。よって、議案第19号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を

改正する条例は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉　治君）　日程第14、議案第20号　涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君）　議案第20号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷町老人保健施設の通所リハビリテーション定員数につきまして、現状や今後の見込みにより、定員を55人から35人に変更するとともに、地方自治法の改正に伴い、引用している条項の条ずれが生じていたことから、改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉　治君）　総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野　哲君）　議案第20号　涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は32ページ、新旧対照表は16ページです。新旧対照表で説明いたしますので、16ページをご覧ください。

今回の改正につきましては、条例第２条第４項、涌谷町老人保健施設の第２号、通所リハビリテーション定員数を「55人」から「35人」に改めるものでございます。

老人保健施設の通所リハビリテーションにつきましては、利用者数の減少などにより厳しい運営状況が続いておりますが、利用者数減少の一因として、人口減少も合わせ、供給量が過剰になっているとの分析結果も示されております。そういったことから、定員数を減らすものでございます。今後は、人員配置も含め、効率的な運用により経営改善を図ろうとするものでございます。

第６条におきましては、地方自治法の改正に伴う条ずれの改正でございます。この改正は令和６年４月１日施行の地方自治法改正に伴うものでございました。改正が遅れましたことをおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

議案書32ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉　治君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号　涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認めます。よって、議案第20号　涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第２１号及び議案第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉　治君）　日程第15、議案第21号　涌谷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例と日程第16、議案第22号　涌谷町下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例は、関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君）　ただいま一括上程されました議案第21号及び第22号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、条例の根拠規定が条ずれすることから、条文の整理を行い、改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。（「説明省略」と言う人あり）

○議長（大泉　治君）　お諮りいたします。ただいま説明省略の声がございましたが、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号　涌谷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認めます。よって、議案第21号　涌谷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号　涌谷町下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認めます。よって、議案第22号　涌谷町下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第２３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉　治君）　日程第17、議案第23号　涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君）　提案理由を申し上げます。

本案は、令和６年８月８日の人事院勧告を踏まえ、国家公務員の給与について勧告どおり実施されたところでございますが、当町におきましても、さきに開催されました１月第２回会議におきまして、人事院勧告に準じ、主に令和６年４月１日遡及に係る改正を行ったところでございます。今回は、３月議会におきまして、同じく人事院勧告に準じ、令和７年４月１日施行に係る改正について行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉　治君）　総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤　亮君）　それでは、議案第23号　涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、今回の条例改正につきましては、人事院勧告に準じまして、令和７年４月１日からの給与改定、主に手当関係の改定に関し、関係する六つの条例の改正を行おうとするものでございます。

議案書が35ページから、新旧対照表は19ページからとなります。説明につきましては、定例会資料でご説明いたしますので、定例会資料の６ページをお開き願います。

定例会資料６ページの上段、参考と記載のあるこちらのページからご説明いたします。

まず、左上の俸給と白抜きで書いてあります。こちらの改正につきましては、俸給表の改正ということで、１月第２回会議でお認めいただきまして、令和６年４月に遡及して既に実施しているものでございます。

その右側、地域手当でございますけれども、地域手当につきましては、派遣でしたり人事交流などにより、本町の職員が他県や仙台市等に在住する場合に支給する手当となっております。今回、この地域手当につきまして、支給地域や区分について見直しが行われるものでございます。

その下のその他諸手当のところをご覧ください。

まず、一番上の通勤手当につきましては、今回の改正におきまして、支給限度額が１か月当たり15万円に引き上げされる改正となります。

また、その他諸手当の欄の下から二つ目、管理職員特別勤務手当につきましては、支給対象時間帯を拡大する

改正となっております。

その下、扶養手当につきましては、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子供に係る扶養手当を引き上げる改正となっております。

一番下のボーナスと記載あるところでございますが、こちらは勤勉手当の成績率の上限の引上げでございますが、こちらは条例ではなく、規則のほうで改正するものとなっております。

その隣、右下の再任用職員と記載のある部分でございますが、今回、住居手当、寒冷地手当など、これまで再任用職員には支給しておりませんでした手当につきまして、支給できるよう改正するものでございます。なお、こちらに記載ございませんが、寒冷地手当につきましては、来年度から涌谷町は対象地域から除外となりますので、経過措置により来年度から減額し、令和９年度から支給されなくなることとなっております。

資料の下のほうにつきましては、ただいまご説明した手当等の詳しい内容となっております。

まず、左側の扶養手当の見直しにつきましては、配偶者に対する扶養手当につきまして、現行6,500円の支給のところを、来年度、令和７年度は3,000円に、令和８年度からは廃止となります。また、子供に係る扶養手当につきましては、現行１万円となっておりますが、令和７年度は１万1,500円に引き上げ、令和８年度からは１万3,000円に引上げとなるものでございます。

その隣、通勤手当につきましては、先ほど申し上げましたとおり、１月の支給限度額を15万円に引き上げるものでございます。

左下に参りまして、管理職員特別勤務手当の支給対象につきましては、時間帯が現行、午前０時から午前５時までとなっておりますのが、午後10時から午前５時までと対象が拡大されるものでございます。

一番右下が、先ほど申し上げました再任用職員への支給手当の拡大ということで、定年延長から再任用職員に移動する場合、そのまま手当等も同様に引き継がれる形となっております。

それでは議案書の59ページをお開き願います。

附則といたしまして、第１条で施行期日を令和７年４月１日から施行するものとするものでございます。

附則第２条につきましては号俸の切替えについて、附則第３条につきましては号俸の調整について、附則第４条から第９条までは経過措置について規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉　治君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号　涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認めます。よって、議案第23号　涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――――

◎議案第２４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉　治君）　日程第18、議案第24号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君）　議案第24号の提案の理由を申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉　治君）　総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤　亮君）　それでは、議案第24号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましてご説明いたします。

議案書が81ページ、新旧対照表が56ページとなります。

ただいま町長の提案理由にもありましたとおり、今回刑法等が改正されまして、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑に改められますことから、この文言を使用しております二つの条例につきまして所要の改正を行おうとするものでございます。

議案書のほうでご説明いたします。

まず、第１条につきましては、涌谷町個人情報保護法施行条例の一部改正となります。この条文中、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

第２条におきましては、涌谷町職員の給与に関する条例の一部改正となります。こちらも条文中、使用しております「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

附則といたしまして、第１項で、この条例は刑法等の一部を改正する法律の施行の日、令和７年６月１日から施行するものでございます。

附則の第２項以降は、経過措置に関する規定となります。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉　治君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認めます。よって、議案第24号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第２５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉　治君）　日程第19、議案第25号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○議長（大泉　治君）　議案第25号の提案の理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の規定を改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉　治君）　総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤　亮君）　それでは、議案第25号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明いたします。

議案書が83ページ、新旧対照表は59ページとなります。

今回の改正につきましては、法律の改正により、引用しております二つの条例につきまして、条ずれが生じますことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。

まず、第１条につきましては、涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正となります。第２条におきまして、第２条第１項第２号の「法第２条第８項」を「法第２条第９項」に、次の第３号の「法第２条第12項」を「法第12条第13項」に、第４号の「法第２条第14項」を「法第２条第15項」にそれぞれ改正するものでございます。

その下、第２条につきましては、涌谷町町税条例の改正となります。

次のページをお開き願います。

町税条例第２条第１項第３号中、「第２条第15項」を「第２条第16項」に改正し、第36条の２第10項中、「第２条第15項」を「第２条第16項」に改めるものでございます。

それでは、議案書の83ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉　治君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認めます。よって、議案第25号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎議案第２６号及び議案第２７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉　治君）　日程第20、議案第26号　指定管理者の指定について（西地区堆肥保管施設）と日程第21、議案第27号　指定管理者の指定について（篦岳地区堆肥保管施設）は、関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君）　ただいま一括上程されました議案第26号及び議案第27号の提案の理由を申し上げます。

本案は、公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法並びに涌谷町公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例の規定に基づき、涌谷町公の施設指定管理者審査委員会での協議を経て、指定管理者として団体の選定をいたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉　治君）　総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤　亮君）　それでは、議案第26号及び議案第27号　指定管理者の指定につきましてご説明いたします。

議案書につきましては84ページから、それから定例会資料につきましては７ページをお開き願います。

ただいま町長の提案理由にありましたように、令和７年４月１日から新たに指定管理を行わせる施設としまして、西地区堆肥保管施設、それから篦岳地区堆肥保管施設の二つの施設につきまして、議会の議決を求めるも

のでございます。

定例会資料７ページをご覧願います。

表の左側、二つ、西地区堆肥保管施設、それから篦岳地区堆肥保管施設の２施設につきまして、今回新たに指定管理を行わせようとするものでございます。

名称、所在地、それから設置条例、設置目的につきましては、記載のとおりとなります。

指定管理期間につきましては、令和７年４月１日から令和12年３月31日までの５年間としようとするものでございます。

なお、指定管理者につきましては、西地区堆肥保管施設につきましては、西地区堆肥保管庫利用組合、篦岳地区堆肥保管施設につきましては、篦岳地区堆肥保管庫利用組合を指定管理者に選定したものでございます。

選定理由といたしましては、現在試行的に運用しており、運行管理等を行っておりますそれぞれの組合組織に指定管理を行わせることで、安定した行政サービスの提供、並びに事業効果が期待できるものとしまして、非公募として公の施設指定管理者審査委員会で選定いたしたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉　治君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号　指定管理者の指定について（西地区堆肥保管施設）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認めます。よって、議案第26号　指定管理者の指定について（西地区堆肥保管施設）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号　指定管理者の指定について（篦岳地区堆肥保管施設）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認めます。よって、議案第27号　指定管理者の指定について（篦岳地区堆肥保管施設）は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎議案第２８号及び議案第２９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉　治君）　日程第22、議案第28号　指定管理者の指定について（上地区コミュニティセンター）と日

程第23、議案第29号　指定管理者の指定について（中地区コミュニティセンター）は、関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君）　ただいま一括上程されました議案第28号及び議案第29号の提案の理由を申し上げます。

本案は、現在指定管理を行っております公の施設、上地区コミュニティセンター、中地区コミュニティセンターの２施設につきまして、指定管理期間が令和７年３月31日をもって満了となりますことから、令和７年４月からの指定につきまして、涌谷町公の施設指定管理者審査委員会での協議を経て、指定管理者として団体の選定を行いましたので、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉　治君）　総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤　亮君）　それでは、議案第28号、それから議案第29号　指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案書は86ページから、定例会資料につきましては、先ほどと同様７ページをお開き願います。

現在、指定管理を行っております公の施設のうち、上地区コミュニティセンター、及び中地区コミュニティセンターの２施設におきまして、令和７年３月31日をもちまして指定管理期間が満了となりますことから、今回令和７年４月１日からの指定管理につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

定例会資料７ページをご覧願います。

表の右側、二つとなります。上地区コミュニティセンター、それから中地区コミュニティセンターの２施設となります。名称、所在地、設置条例、設置目的は記載のとおりでございます。

指定期間につきましては、令和７年４月１日から令和12年３月31日までの５年間とするものでございます。

指定管理者につきましては、上地区コミュニティセンターが、上地区コミュニティセンター運営協議会、中地区コミュニティセンターにつきましては、城山区自治会を指定管理者に選定したものでございます。

選定理由といたしましては、現在、指定管理を行っている各団体におきまして、適切に管理が行われていることから、今後も安定した行政サービスの提供及び事業の効果が期待できるものとしまして、非公募として、公の施設指定管理者審査委員会で選定いたしたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉　治君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号　指定管理者の指定について（上地区コミュニティセンター）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認めます。よって、議案第28号　指定管理者の指定について（上地区コミュニティセンター）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号　指定管理者の指定について（中地区コミュニティセンター）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認めます。よって、議案第29号　指定管理者の指定について（中地区コミュニティセンター）は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎議案第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉　治君）　日程第24、議案第30号　町道の路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君）　議案第30号の提案の理由を申し上げます。

本案は、道路法第８条第２項及び道路法第10条第３項の規定に基づきまして、出来川左岸上流地区農地整備事業により、令和７年度に着手予定の路線等、町道５路線を廃止し、５路線を認定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉　治君）　建設課長。

○建設課長（岩渕　明君）　それでは、議案第30号　町道の路線の廃止及び認定についてご説明いたします。

議案書は88ページ、定例会３月会議資料は８ページをお開き願います。

ただいま町長から提案の理由の説明を申し上げましたが、道路法第８条第２項及び第10条第３項の規定により議決を求めるものでございます。

会議資料８ページでご説明申し上げます。

まず、廃止する路線でございます。ページの左側は現在、宮城県において出来川左岸上流地区農地整備事業が施行されている区域内の町道を廃止するものでございます。路線名を申し上げますと、107番西谷地上涌谷線、108番二軒茶屋線、250番九軒添線の３路線については、起点または終点が変更となるため、一度廃止いたすものでございます。また、249番西谷地線につきましては、全線を廃止いたそうとするものでございます。

ページの右側になります。

351番三ツ口沢線につきましては、車両や歩行者の通行がない区間があり、終点を変更するため、一度全線を廃止いたそうとするものでございます。

次に、会議資料９ページをご覧ください。認定する路線となります。

まず、ページの左上でございますが、廃止で申し上げました農地整備事業区域内の町道３路線につきまして、現道が残る区間の起点または終点を変更し、改めて認定いたそうとするものでございます。

続いて、ページの右側でございますが、廃止で説明いたしました三ツ口沢線について、車両等の通行がある区

間について、改めて認定いたそうとするものでございます。

最後に、左下になります。

渋江地内のヨークベニマル北側の住宅地内の道路になりますが、平成11年に開発行為により道路が整備されたものを、今回263番渋江３号線として認定いたそうとするものでございます。

議案書88ページにお戻りください。

廃止及び認定路線の起点、終点、延長、幅員については記載のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉　治君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号　町道の路線の廃止及び認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉　治君）　異議なしと認めます。よって、議案第30号　町道の路線の廃止及び認定については原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――

◎散会の宣告

○議長（大泉　治君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午後　２時５１分